

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

令和2年2月17日改訂版

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

2月18日開催の第11回新型コロナウイルス感染症防止対策本部での総理大臣発言等を踏まえ、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）が有効な対策となることから、各法人において役職員に対しまして、可能な範囲でテレワークによる勤務を積極的に認め、その活用について特段の御配慮を賜りますようお願いするとともに、関係団体等に対しても協力依頼の通知等をお願いします。

また、通勤を伴う場合にも、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、職員等をはじめとするお一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するようお願い致します。

(参考)

○首相官邸（新型コロナウイルス感染症対策本部（第11回））

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

2月18日開催の第11回新型コロナウイルス感染症防止対策本部での総理大臣発言等を踏まえ、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）が有効な対策となることから、貴自治体において下水道事業に従事する職員及び関係者に対しまして、可能な範囲でテレワークによる勤務を積極的に認め、その活用について特段の御配慮を賜りますよう、お願いいたします。

また、通勤を伴う場合にも、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、職員等をはじめとするお一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

(参考)

○首相官邸（新型コロナウイルス感染症対策本部（第11回））

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html

事 務 連 絡
令和2年2月20日

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

本日、厚生労働省より、別添のとおり、イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージが示されました。

つきましては、各法人におかれましては、当該メッセージを踏まえた対応につき、御協力賜りますようお願いするとともに、関係団体等に対しても協力依頼の通知等をお願いします。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するようお願い致します。



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

事務連絡
令和2年2月20日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

本日、厚生労働省より、別添のとおり、イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージが示されました。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、当該メッセージを踏まえた対応につき、御協力賜りますよう、お願い致します。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

事務連絡

令和2年2月25日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道使用料の誤徴収事案の発生について

今般、不適切な事務処理により、平成26年4月から平成31年11月使用分に係る下水道使用料において、約11,000件、総額約230万円の過大徴収が発覚したとの報告がありました。

具体的には、平成26年3月議会において、下水道使用料に消費税相当額を加えた額に10円未満の端数を生じる場合の処理方法を「四捨五入」から「切り捨て」へと変更する条例改正を行ったところ、これを徴収業務の受託者へ通知等しなかったため、料金システムの修正が行われず、改正前の端数処理方法が適用され続けた結果、過大徴収となったものです。

下水道使用料等を適切に徴収することは、負担の公平性や下水道経営改善の観点から極めて重要であり、国土交通省では、これまで全国下水道主管課長会議等において、適正な使用料の徴収をお願いしてきたところです。また、国土交通省が昨年8月に設置した「人口減少下の維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」の議論においても、下水道使用料の誤徴収等が重要な課題の一つであると認識されています。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、同様の事案の未然防止に努めていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただきますよう、お願い致します。

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 2 月 2 5 日

都道府県下水道担当者 様
政令指定都市下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染防止対策に関する追加の情報提供及び協力依頼

新型コロナウイルス感染防止対策に関して、追加の情報提供及び協力依頼になります。
新たに、新型コロナウイルスに関するよくある質問をまとめたチラシ（添付ファイル）が
官邸 HP に掲載されておりますので、必要に応じてご活用下さい。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

また、首相官邸（災害・危機管理）ツイッターからも本件チラシについて発信されておりますので、ツイッターアカウントを運営している下水道管理者におかれましては、差し支えない範囲で以下ツイートのリツイート拡散にご協力下さい。

<https://twitter.com/KanteiSaigai/status/1231103973177745408>

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。以上、どうぞよろしくお願ひ致します。

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 2 月 2 6 日

都道府県下水道担当者 様
政令指定都市下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年2月26日に開催された第14回新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より「政府といたしましては、この1、2週間で感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」との発言がありました。(参考1)

つきましては、各下水道管理者におかれましては、多数の方が集まるイベント等について、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を講じられますようお願い致します。

また、混雑した鉄道等の車両内は一般的に感染を拡大させるリスクが高いことから、車両混雑を緩和することが有効です。このため、各下水道管理者におかれましては、職員等のテレワークや時差出勤の積極的活用についてご協力をお願い致します。

併せて、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営している下水道管理者におかれましては、当該広報施設内での館内放送により、国土交通省及び厚生労働省からのお願いとして、来館者へテレワークや時差通勤等の積極的な活用を呼びかけるなどの取組についても、ご協力をお願い致します。(参考2)

(参考1) 首相官邸 HP (第14回新型コロナウイルス感染症対策本部での内閣総理大臣発言)
<https://www.kantei.go.jp/jp/98abe/actions/202002/26corona.html>

(参考2) 館内放送の文例

- ・国土交通省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いのお知らせです。
- ・混雑した鉄道等の車両内は、一般的に感染を拡大させるリスクが高いことから、車両混雑を緩和することが有効です。このため、来館者の皆様においては、テレワークや時差出勤といった取組を積極的に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・手洗い、アルコール消毒や、咳エチケットは、感染症対策の基本です。このため、来館者の皆様においては、館内や車両内におけるこれらの取組へのご協力をお願い申し上げます。
- ・以上、国土交通省、厚生労働省からのお願いのお知らせでした。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く)にも周知願います。よろしくお願い致します。

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 2 月 2 7 日

都道府県下水道担当者 様
政令指定都市下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期です。政府方針を踏まえ、東京国立博物館など4つの国立博物館では、2月27日から3月15日まで臨時休館を決定したところです。

不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営している下水道管理者におかれましては、これらの状況を踏まえて、3月15日までの間、臨時休館するなどの対応についてご検討いただきますようお願い致します。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。よろしくようお願い致します。

令和2年2月28日

各都道府県、各政令指定都市

下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道事業課 課長補佐

流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等について

近年、分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生している。

このため、国土交通省では令和2年1月に「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を策定し、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体に対し、発生源対策や運転管理及びこれらを踏まえた施設対策等を定めた「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、必要に応じ、この計画の内容を下水道法に基づく事業計画に反映することにより、雨天時浸入水対策の実施を図ることを、令和2年1月31日付け国水 downstream 第19号により通知したところであるが、雨天時浸入水対策計画に係る事前協議の手続き等について、下記の通りとすることとしたので、連絡します。

各都道府県におかれては、この旨を管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

記

1. 雨天時浸入水対策計画策定等に係る事前協議の手続きについて

雨天時浸入水対策計画の策定時または変更時の事前協議（以下「事前協議」という。）については、当面の間、本省担当官と直接協議し、確認を受けることとする。ただし、本省担当官が認めた場合は書類等の郵送及び電話・電子メール等による協議も可能とする。なお、本省担当官は地方整備局等担当官と必要な調整を行うこととする。

2. 事前協議に際し必要な書類等について

1) 雨天時浸入水対策計画

雨天時浸入水対策計画は、別紙の様式により作成することを標準とする。なお、雨天時浸入地下水量の設定に際し、目標とする浸入率が、雨天時浸入水対策ガイドラインの第3章第2節（（参考）浸入を最少限度とする措置が講ぜられた場合の浸入率について）に示す値を超えて設定する場合は、別途、説明資料を添付することとする。

2) 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成27年11月19日付け国水下事第80号）」において定める下水道計画一般図（雨天時浸入水対策計画で対象とする区域の境界線を記載すること、内容が把握できる範囲においてA4あるいはA3版等に縮小することも可とする。）とする。

3. 雨天時浸入水対策に係る国の財政的支援について

雨天時浸入水対策計画の策定において、計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管きょ等）の浸入水に係る点検、調査その他の施設計画の検討については、社会資本整備総合交付金等による支援が可能であるので活用されたい。

また、施設対策においては、従来の交付対象に該当する主要な管渠やこれを補完するポンプ施設等に係る対策であれば、交付対象になりうることに留意されたい。

〇〇市 雨天時浸入水対策計画

〇〇市下水道課

策定 令和〇〇年 〇月

改定 令和〇〇年 〇月

1. 雨天時浸入水対策の基本方針

1.1. 基本方針

備考) 雨天時浸入水に起因する事象の発生状況、処理区の概要、目的、計画期間等を具体的に記述

1.2. 実施概要

① 対象処理区における現在の雨天時浸入水量及び雨天時計画汚水量の概要

② 運転管理を踏まえた施設対策の概要

備考) 対象処理区における現在の雨天時浸入水量及び雨天時計画汚水量の概要、運転管理を踏まえた施設対策の概要等を具体的に記述、雨天時計画汚水量の算出根拠を添付すること

2. 発生源対策

2.1 スクリーニング調査・詳細調査

備考) スクリーニング調査の手法、詳細調査の手法等を具体的に記述

2.2 ストックマネジメント

備考) 直接浸入水の対策概要、雨天時浸入地下水の対策概要、ストックマネジメント計画との連携概要等を具体的に記述

2.3 雨水整備

備考) 対象処理区における雨水整備の概要、雨水計画との連携概要等を具体的に記述

2.4 排水設備

備考) 対象処理区における排水設備の指導及び検査の概要、各戸貯留の促進概要等について具体的に記述

3. 運転管理

備考) 管路施設、ポンプ施設、処理施設について具体的に記述

4. 施設対策

4.1. 管路施設

備考) 主要な管路施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、主要な管路施設の流量計算を添付すること

4.2. ポンプ施設

--

備考) ポンプ施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、ポンプ施設の容量計算を添付すること

4.3. 処理施設

--

備考) 処理施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、処理施設の容量計算を添付すること

5. その他

--

備考) 計画期間内において優先的に実施する対策や、早期の事象の防止・軽減対策、暫定対策等について、必要に応じて記述

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令 和 2 年 3 月 3 日

各地方整備局等 下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおり事務連絡を送付致します。各地方整備局等におかれましては、管轄区域の都道府県及び政令市に対して速やかに周知いただきとともに、自治体から報告があった場合には、管理企画指導室に提出して下さい。

記

厚生労働省 HP によれば、現在の状況は、「感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態」で、3月2日12時現在、国内で232例の患者、22例の無症状病原体保有者が確認されていることが公開されています。

すでに2月3日付の事務連絡において、「下水道事業において不測の事態が発生した場合には、貴自治体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、速やかに維持管理事故と同様の報告体制により報告いただきますようお願い致します。」と要請させていただきました。

今後、貴自治体内の下水道担当職員、処理場・ポンプ場の運転管理業務及び管路施設の維持管理業務受託者、並びに下水道工事受注者等において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、速やかに別添の報告様式により情報提供賜りますようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

令和2年3月6日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐
流域管理官付課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

これまで、厚生労働省では、「新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け)」において、「糞便中に感染性のあるウイルス粒子は検出されていない」とのWHO (世界保健機関) の報告に基づく見解を示してきたところですが、3月1日に公表された「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」では、「糞便からウイルスが検出されることがあります」との見解が示されました。この件については、現在、厚生労働省に詳細を確認中であり、新しい情報が入り次第、下水道管理者等に情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、処理場での適切な消毒等による水質管理に遺漏なきようお取り組みいただきますようお願いいたします。

また、国民生活に不可欠な下水道サービスを持続的に提供するため、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には、業務委託契約書、仕様書、事業実施計画書等の安全衛生管理に係る事項を遵守させるとともに、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定・着用・洗浄するなど、下水道事業従事者の安全衛生の管理に努めて下さい。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月9日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」等の制定について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の取組において、3次元モデルを活用し社会資本の整備、管理を行う BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) の導入により、受発注者双方の業務効率化や高度化を推進しております。

今般、国土交通省大臣官房技術調査課にて「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」及び「発注者におけるBIM/CIM実施要領（案）」の制定、並びに「CIM導入ガイドライン（案）」の改定を行いましたのでお知らせいたします。

受発注者双方にとって分かりやすいガイドラインとなるよう、従前の「CIM導入ガイドライン（案）共通編」を再整理し、発注者向けの規定を明確にした「発注者におけるBIM/CIM実施要領（案）」、BIM/CIMの活用の視点から見直した、「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」とに分冊したものです。なお、CIM導入ガイドライン（案）第8編の下水道編についての改定はありません。

各地方公共団体におかれましては、下水道事業の生産性向上に向け、これらの基準類を参考にBIM/CIMの活用を検討していただきますようお願いいたします。

なお、BIM/CIMに関する基準類は、下記の国土交通省大臣官房技術調査課のホームページをご参照ください。

○BIM/CIM基準要領等（最新版）【国土交通省ホームページ内】

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000064.html

令和2年3月9日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐
流域管理官付課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルスに関し、本日、厚生労働省から、照会事項の一部について下記の見解を聴取しましたので、情報提供させていただきます。各下水道管理者におかれましては、引き続き、処理場での適切な消毒等による水質管理に遺漏なきようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

記

1 下水処理過程でのウイルスの失活について

SARS コロナウイルスは pH7～8の汚水中、6時間程度で失活することが判っており、同種の新型コロナウイルスについても、8時間程度の滞留時間を要する一般的な下水処理（pH7～8）の過程で十分、失活させることが可能であると考えられる。

2 塩素処理の効果について

SARS コロナウイルスは大腸菌よりも塩素消毒に感受性が高いことが判っている。同種の新型コロナウイルスについても、生物処理後に塩素処理を行い、大腸菌群数を十分低減することで、感染リスクを相当程度、低減することが可能と考えられる。

以上

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等 下水道事業担当課長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

浄化槽法の一部を改正する法律等の施行に伴う
下水道部局の対応に係る留意事項について

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）及び関係省令が令和2年4月1日より施行されることになり、環境省より「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和2年3月5日付け環循適発第20030519号浄化槽推進室長通知。以下「施行通知」という。）が発出されたところです。

当該施行通知では、「下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得るものであり、これらの区域内の単独処理浄化槽に対して措置を実施する場合には、下水道部局と調整すること。」とされています。

今後、上述の施行通知に則り、公共下水道管理者と都道府県の浄化槽担当部局との間で、特定既存単独処理浄化槽に対する措置について調整する際には、下記事項に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知・助言をお願いします。

（注）「特定既存単独処理浄化槽」とは、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものであり、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除去その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる（浄化槽法附則第11条。相当の期限を定めて勧告・命令も可能）。

記

- 1 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対しては、同法第10条に基づき、排水設備の設置を促すこと。

また、都道府県知事が処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して助言等を実施する場合には、公共下水道管理者も連携して対応すること。

- 2 下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の特定既存単独処理浄化槽については、公共下水道の整備スケジュールについて、都道府県の浄化槽担当部局と情報共有するとともに、必要に応じて整備スケジュールの見直しを行い、当該地区の下水道整備を着実に実施すること。

また、当該地区が、都道府県構想の見直しにより下水道以外の整備手法によることとされている場合には、速やかに同法第4条に規定する事業計画を変更すること。

以 上

事務連絡
令和2年3月10日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、厚生労働省より各府省庁に対して、別紙のとおり、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）を踏まえ、派遣労働者を受け入れている業務がなくなる又は縮小される場合にも、労働者派遣契約を解除するのではなく、労働者派遣契約の変更により、新たな就業機会の確保を図るよう依頼がなされたところです。

また、併せて各府省庁の関係法人・関係団体においても適切な対応が行われるよう周知の依頼がなされたところです。

つきましては、貴法人におかれましても、派遣労働者を受け入れている場合には、上記指針に基づき適切に対応されるようお願い致します。

職需発 0309 第 1 号
令和 2 年 3 月 9 日

各府省庁 人事担当課長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、今月 5 日に労働者派遣事業者の団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関して要請を行ったところです。

貴府省庁におかれても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 138 号)を踏まえ、派遣労働者を受け入れている業務がなくなる又は縮小される場合にも、労働者派遣契約を解除するのではなく、労働者派遣契約の変更により、新たな就業機会の確保を図るための対応をお願いいたします。

また、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び地方公共団体の関係部局等の貴府省庁の関係法人・関係団体等において派遣労働者を受け入れている場合には、これらの関係法人・関係団体等において適切な対応が行われるよう、関係部局を通じて、周知をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

(参考) 派遣先が講ずべき措置に関する指針 (平成 11 年労働省告示第 138 号)

第 2 派遣先が講ずべき措置

6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

【連絡先】厚生労働省職業安定局
需給調整事業課 米岡、名草、森
電話 03-3502-5227 (直通)

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 3 月 1 1 日

各地方整備局等 下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおり事務連絡を送付致します。
各地方整備局等におかれましては、管轄区域の都道府県及び政令市に対して周知をお願いいたします。

記

3月9日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところですが、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継ぎいただくよう御協力をお願い申し上げます」との発言がありました。

下水道管理者におかれましては、上述の期間中、多数の方が集まるイベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を継続いただきますようお願い致します。また、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営している下水道管理者におかれましても、上述の期間中、臨時休館するなどの対応についてご検討いただきますようお願い致します。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）における内閣総理大臣発言

<http://www.kantei.go.jp/jp/98abe/actions/202003/10corona.html>

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（3月9日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

国水下企第94号
国水下事第36号
令和2年3月13日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県等経由）
日本下水道事業団事業統括部長 殿
都市再生機構都市再生部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

下水道事業課事業マネジメント推進室長

死亡事故の増加を踏まえた安全管理の徹底について

下水道工事や維持管理作業における事故の防止に向けては、「下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について」（令和元年7月18日付け国水下企第20号・国水下事第16号）を発出するなど、安全管理の徹底に努めていただくよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、今年度（令和2年2月末時点）において、はさまれ・巻き込まれや墜落・転落等による計7件もの下水道工事に係る死亡事故が発生しています。

別紙1に今年度に発生した死亡事故の事例についてとりまとめましたので、これらも用いつつ、契約中の下水道工事等に係る元請け業者及び下請け業者等の安全意識の向上を促すよう、改めて注意喚起をお願いします。

また、今年度においては、別紙2のとおり、道路上における下水道工事等の作業帯内へ通行車両が突入する死亡事故が4件発生しております。道路上の作業帯の設置に当たっては、道路管理者や交通管理者と十分協議の上、標示施設や防護施設の設置及び、夜間工事における照明又は反射装置等の設置による視認性の向上、不測の事態に備えた退避スペースの確保等、交通状況に応じた安全対策の実施について、一層留意いただきますようお願いいたします。

今後も、年度末にかけて工期末が集中するなど、現場作業が錯綜することが考えられます。各下水道管理者におかれましては、現場への安全パトロール等を通じ、施工計画書に基づく作業手順の遵守や安全管理の徹底等を改めて確認し、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道事業課 事業マネジメント推進室 山本

TEL:03-5253-8430(内線 34237)

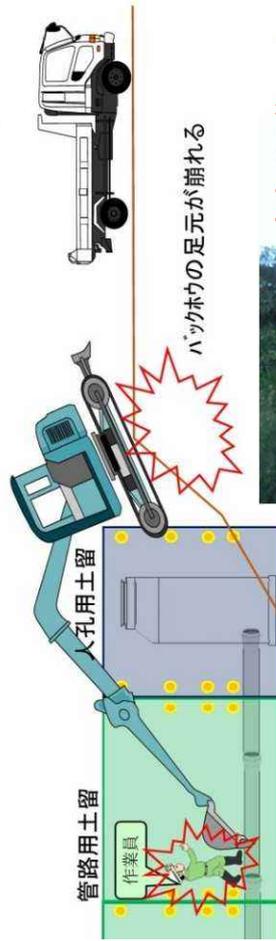
下水道工事における死亡事故事例

R1-1-2 事故発生状況と再発防止策 (はさまれ: R1.5.11 茨城県)

【事故発生状況】

- ・事故当日は、汚水管布設後、バックホウ(0.45m³)で埋戻し作業を実施
- ・危険予知活動において、埋戻しの際に重機とのはさまれに注意することを共有
- ・施工計画では合図誘導員1名と作業員2名で埋戻し工を行う予定であったが、合図誘導員を配置せず、作業員2名で工事を施工
- ・埋戻し作業中、バックホウ前方の地盤が崩れたことにより、バックホウが傾き、重機の作業半径内にいた土留内の作業員がバックホウのバケットと土留切梁との間に挟まれた

＜状況図＞



バケットと切梁の間に挟まれた



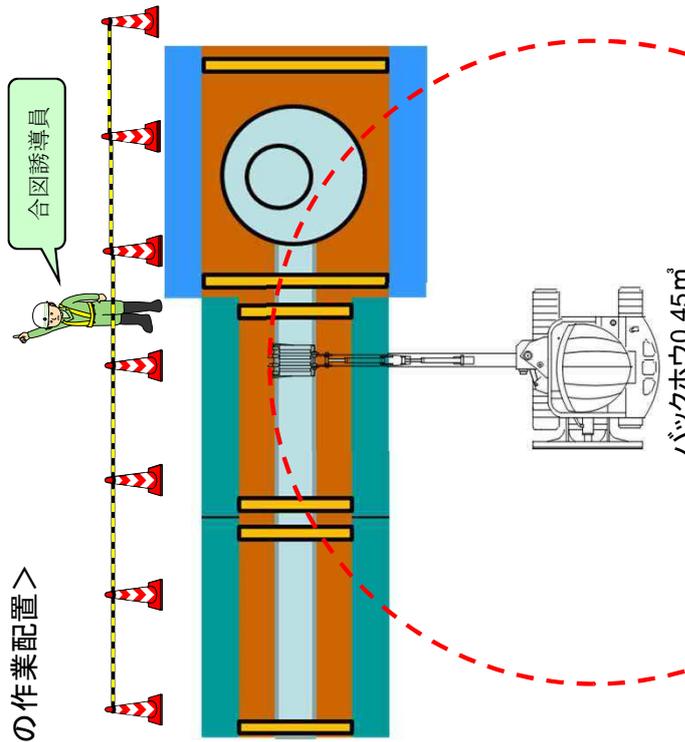
地盤崩落時の様子



【本来の作業手順】

1. 施工計画書に基づく作業手順の周知
欠員等により、施工計画書どおりの体制が組めない場合は、発注者と協議し、体制が整うまで作業は実施しない。
2. 危険予知活動の実施
施工計画書に基づき、当日の作業手順・作業体制を確認し、安全対策を講じる。
3. 適切な作業ヤードを確保の上、バックホウを安全な場所に配置
地盤の崩落の恐れのない場所で作業を行う。
やむを得ず法肩等不安定な場所に重機を配置する必要がある場合は、敷鉄板を置く等の地盤の崩落防止措置を適切に行う。
4. 作業員が重機の運転時に作業半径内に入らないよう、重機の合図誘導員を適切に配置し、作業員は合図誘導員の指示に従い、埋戻しと敷均しの作業を分離して実施する。

＜本来の作業配置＞



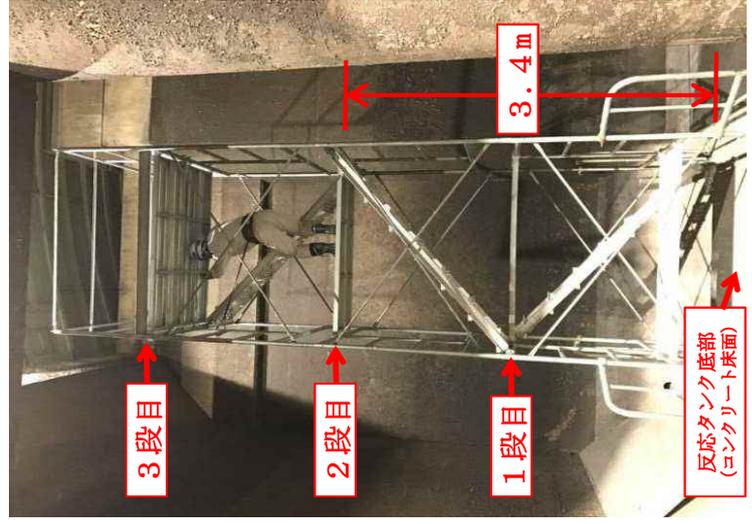
重機の運転時、作業半径内は立入禁止

R1-3-2 事故発生状況と再発防止策（墜落・転落：R1.11.12 埼玉県）

【事故発生状況】

- ・ 事故当日、罹災者は反応槽内において足場の組立作業に従事していた。
- ・ 組み立てていた足場は、三段の作業床で構成される可搬式の既製品であり、罹災者が2段目の足場から3段目の作業床を取付けようとした際に、バランスを崩して3.4m下のコンクリート製の底面へ墜落した。
- ・ 事故発生時、罹災者は腰部に墜落制止用器具を着用していたが、フックを手すりに掛けていなかったため、墜落を防ぐことができなかった。

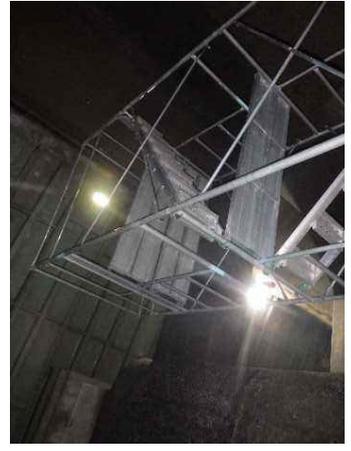
【状況写真】



足場の概要と高さ



事故時の状況

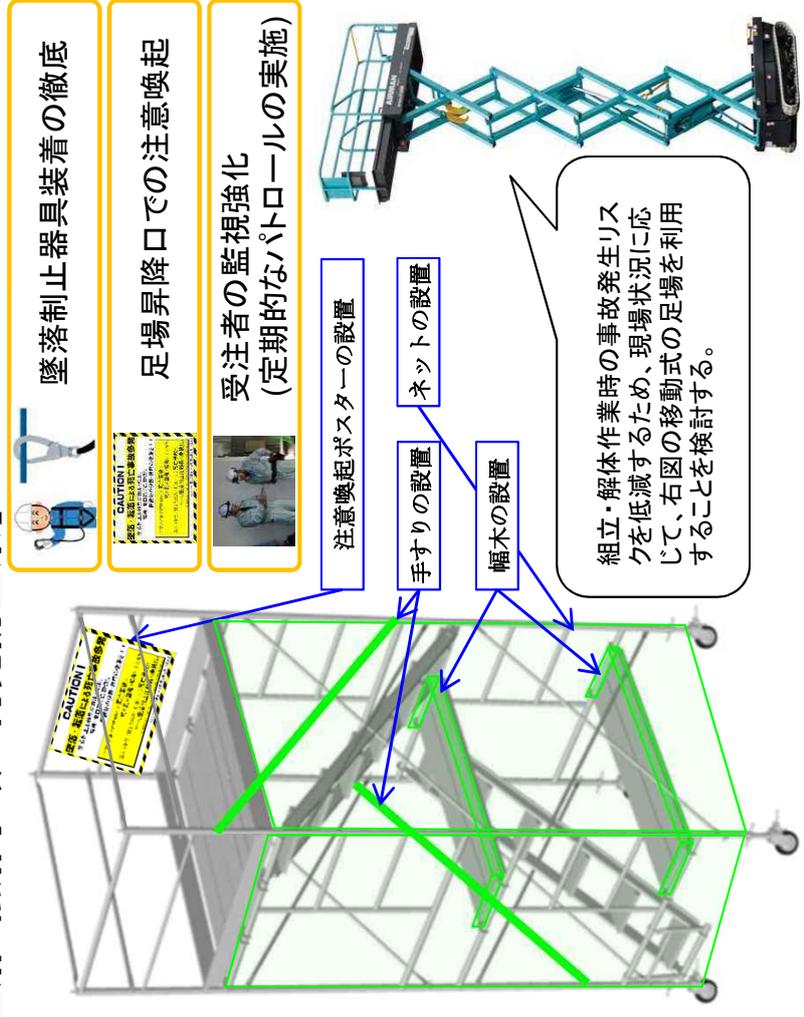


足場側面

【再発防止策】

1. 作業員全員へ安全教育を行い、墜落制止用器具の着用と適切な使用を徹底する。
2. 仮設材について、手すりの設置や側面にネットを張る等、物理的に墜落・転落事故が生じにくい環境を作る。
3. 作業指揮者を配置し、作業の監視・指導を強化するとともに、発注者においても定期的なパトロールを実施し、従事者全員の安全管理に対する意識の向上に努める。
4. 高所作業を伴う工事現場においては、注意喚起ポスターを掲示し、全対策について継続的な意識の向上を図る。

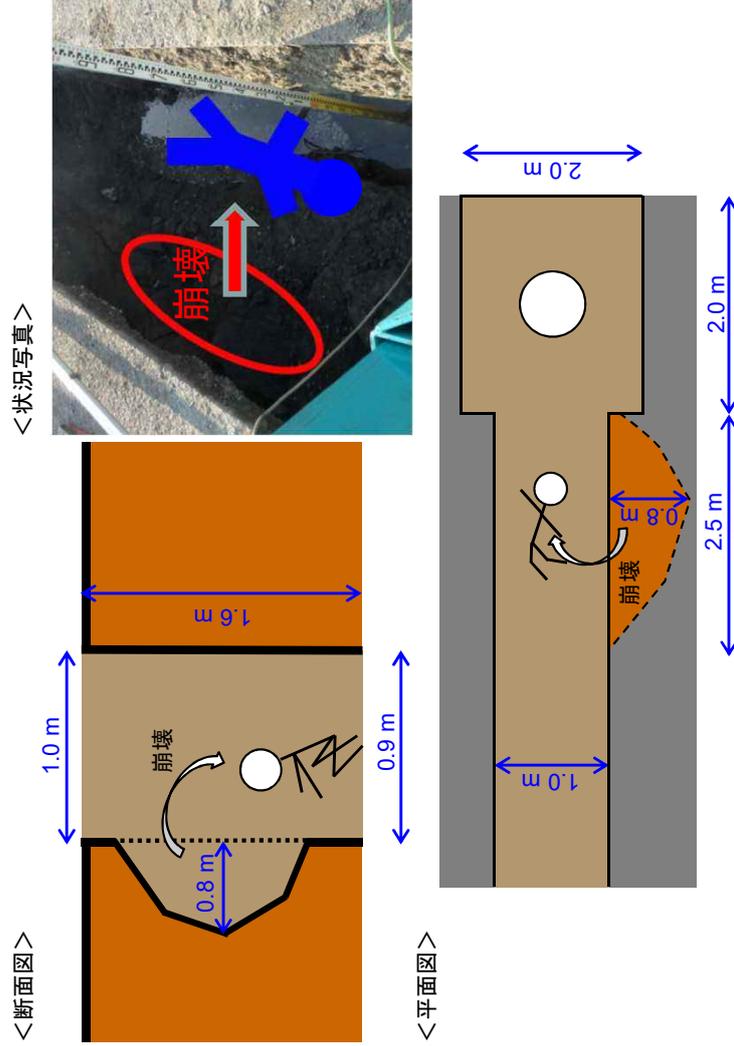
【墜落・転落事故の再発防止策】



【事故発生状況】

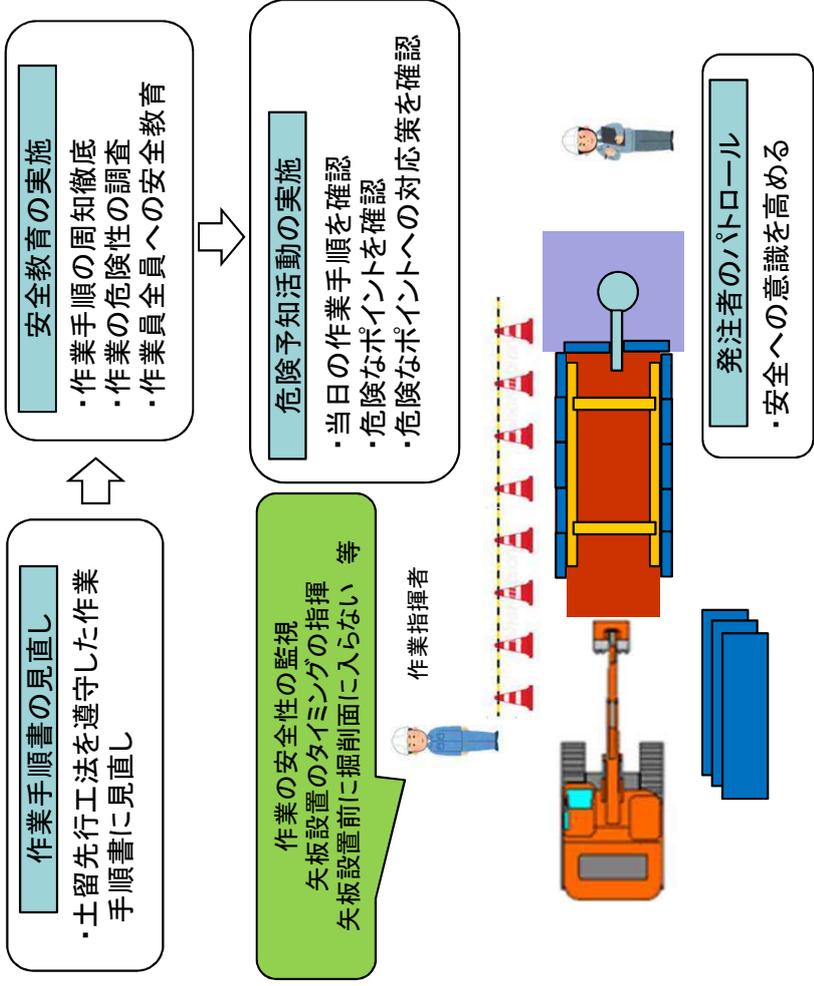
- ・ 事故当日は下水道管路の布設のための掘削作業を実施しており、被災者は工事の現場代理人として作業を指揮する立場であったが、掘削面に立ち入り作業も行っていった。
- ・ 施工計画において建込み簡易土留め工法を予定していたが、現場では建込み式の軽量鋼矢板工法を採用し、1.6m掘削したところで、矢板を設置する前に、建込みの支障となる石などの除去作業のため、複数の作業員が掘削面に立ち入った。
- ・ 被災者が掘削面内において、中腰で作業を行っていた際に掘削側面の土砂が崩壊し全身が土砂で埋まった。

【状況図】



【再発防止策】

1. 掘削の高さが1.5メートル以上の場合、矢板設置前における掘削面への立入の禁止を徹底する。
2. 作業指揮者を明確にし、作業全体を見渡せる位置に配置して、作業手順や作業の安全性を監視する。
3. 現場作業に即した作業手順書に見直し、実際の作業に対してKY活動を実施する。
4. 発注者は工事現場へのパトロールを実施し、施工計画書に基づき作業や安全管理の実施について確認する。

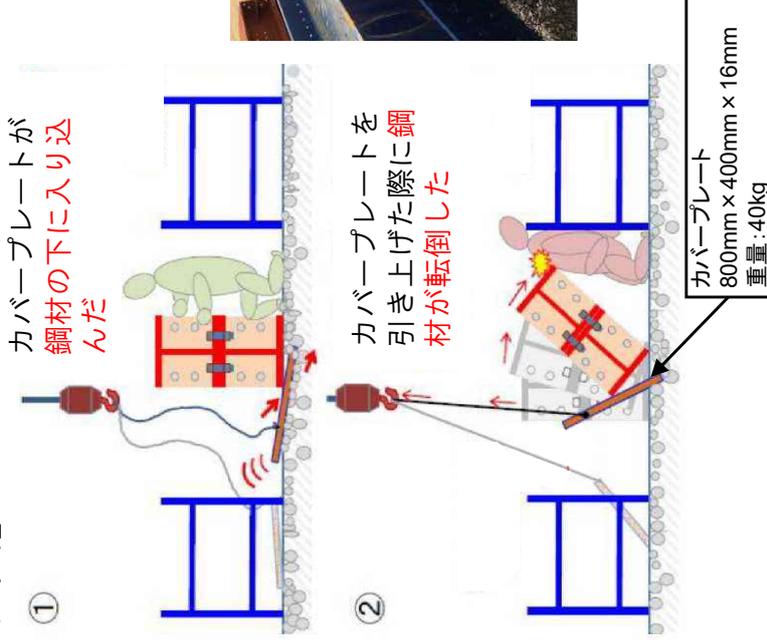


R1-5-2 事故発生状況と再発防止策（はさまれ：R2.1.9 兵庫県神戸市）

【事故発生状況】

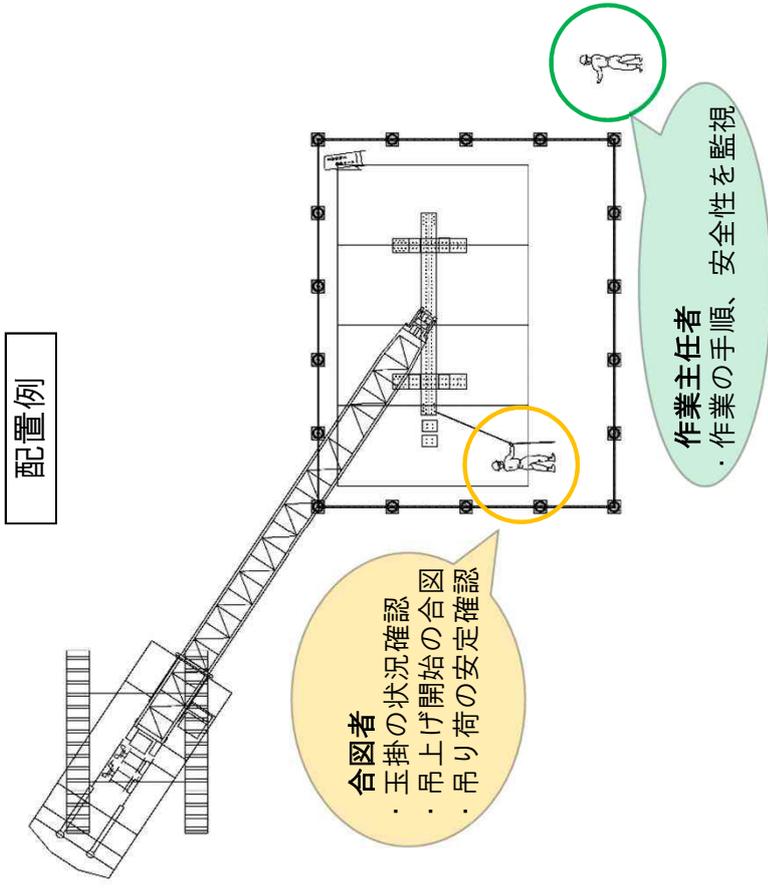
- ・ 事故当日は、解体した土留支保工を、場外に搬出するための解体作業を行っていた。
- ・ カバープレートをクレーンで吊上げる際に、仮置きしていた鋼材と地面の隙間にカバープレートが入り込み、鋼材の片側が持ち上がったことで、鋼材が転倒し、土留支保工を解体していた作業員が倒れた鋼材にはさまれた。
- ・ 土留支保工を解体していた作業員は、作業主任者から視認しづらい幅約60cmの狭隘な空間で作業を行っていた。

【状況図】



【再発防止策】

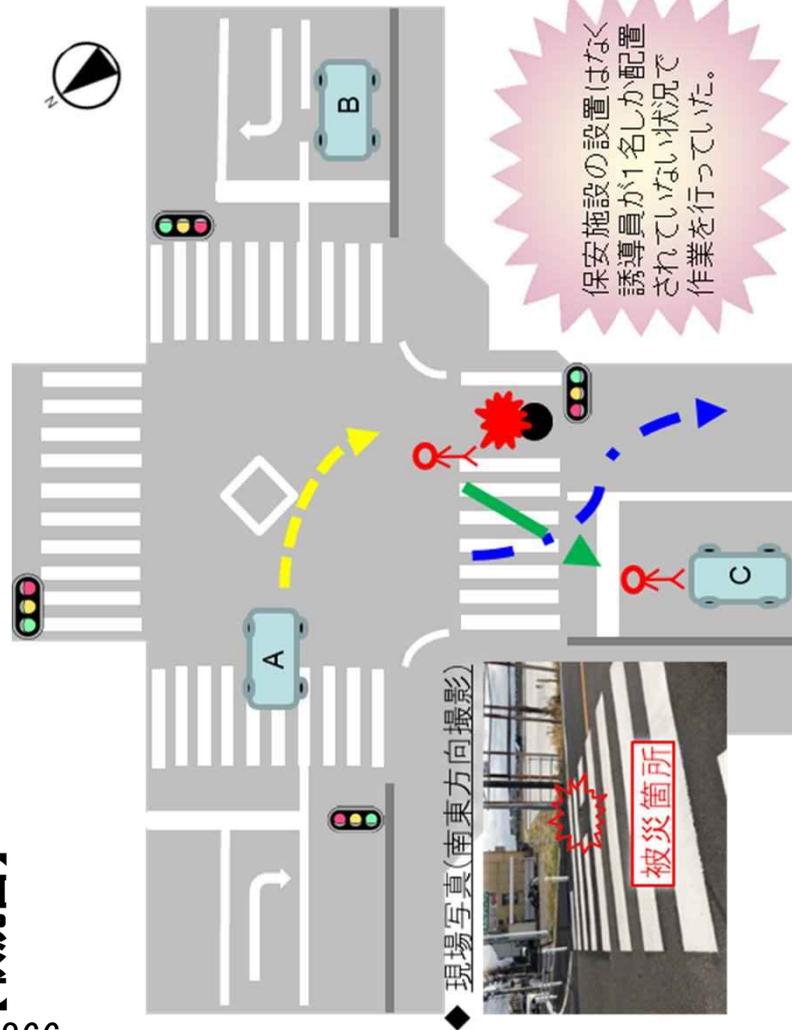
1. 合図者は、玉掛けの状況を確認し、吊上げ開始の合図を行った後、吊り荷が確実に吊上がるまで確認する。
2. 作業主任者は、作業全体を見渡せる位置で、作業手順や作業の安全性を監視することを徹底する。



【事故発生状況】

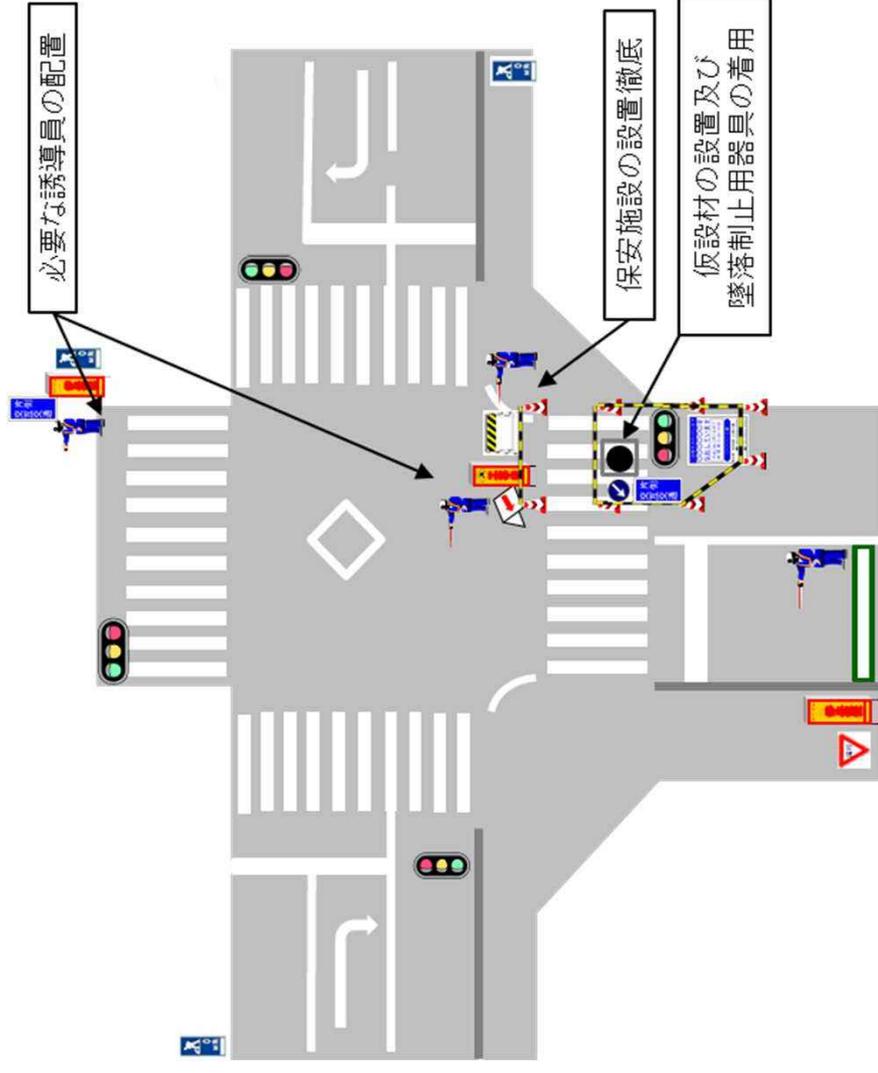
- ・ 下水道管路布設工事の完了検査前に、作業員1名と交通誘導員1名の計2名が、保安施設を設置せず、人孔及び管内の点検を実施していた。
- ・ 下図のように、車両Aが右折、車両Bが左折をしようとしており、誘導員は車両AとBを一点鎖線の経路で誘導しようとした。
- ・ 車両の通行路を確保するため、北進してきた車両Cを停止線の手前で停止させようと一時的に人孔付近から離れたところ、車両Aが右折してきて、路上に頭を出した作業員と接触し、約3.3m下の人孔内に落下した。

【状況図】



【再発防止策】

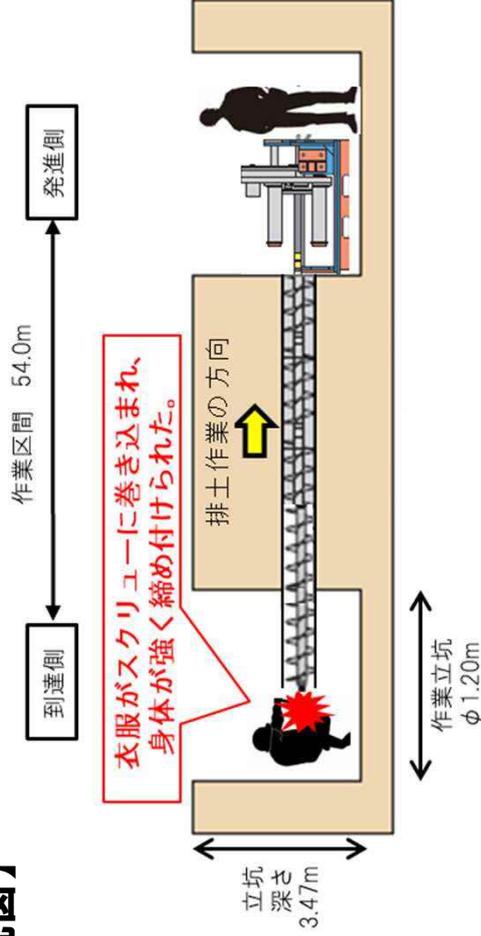
1. 道路上で工事等の作業を行う場合は、保安施設や誘導員を適切に配置し、道路使用の許可条件を遵守する。
2. 開口部において、適切に仮設材を設置し、墜落制止器具の着用・使用を徹底する。
3. 予定外の作業を行う場合は、元請け業者や発注者等に報告の上、その際の安全対策について協議を行うことを徹底する。



【事故発生状況】

- ・ 事故当日は、推進工事による下水道管路の布設工事を行っていた。
- ・ 推進工が完了し、スクリューを回転させて発進側の立坑で排土作業を行っていたところ、到達側立坑で作業をしていた被災者の衣服がスクリューに巻き込まれ、身体が強く締め付けられた。
- ・ 事故発生時、被災者は到達側の立坑内において単独で作業を行っていた。

【状況図】



【状況写真】



【再発防止策】

1. 推進工の完了後は、スクリューを回転させた状態で到達側の立坑内に立ち入ることを禁止する。
2. 作業手順書に記載されていない予定外作業を行う必要がある場合は、現場代理人等に報告・相談した上で、監視員の下で作業を行う。
3. 作業手順書に基づき、当日の作業内容に即したKY活動を実施する。

＜請負業者＞

安全教育の実施

- ・新規入場者教育の実施
- ・作業手順の確認
- ・作業の危険性の調査
- ・作業員全員への安全教育

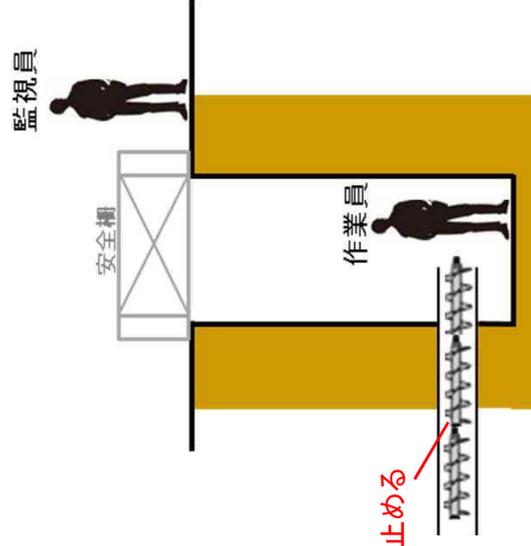
危険予知活動の実施

- ・当日の作業手順を確認
- ・危険なポイントを確認
- ・危険なポイントへの対応策の検討

＜発注者＞

安全パトロールの実施

- ・安全対策の確認
- ・安全管理への意識の向上



令和元年度 下水道工事・維持管理作業における道路上での死亡事故

NO.	発生日	分類	事故情報		被災者		
			時間帯	事故概要	死者	負傷者	合計
1	R1.9.26	維持管理作業中	夜間	片側2車線の道路において、1車線を規制し、管路清掃(延長90m)を行っていたところ、作業帯に20tダンプが突入し、交通規制車が飛ばされ、マンホール付近にいた作業員が轢かれた。	1	1	2
2	R1.10.9	工事中	昼間	片側1車線の道路を片側交互通行で規制し、下水道管路の布設工事を行っていたところ、通行車両である軽自動車作業帯に突入し、作業員を轢いた。	1		1
3	R1.12.10	工事中	夜間	片側3車線の道路において、中央の1車線を規制して下水道管路の改築工事を行っていたところ、通行車両である大型タンクローリーが作業帯に突入し、作業員や交通誘導員を轢いた。	2	5	7
4	R1.12.19	工事中	夜間	片側3車線の道路において、2車線を規制して下水道管路の改築工事を行っていたところ、通行車両である乗用車が作業帯に突入し、交通誘導員を轢いた。	1		1

事務連絡
令和2年3月18日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年3月18日付け国水下企第97号 各都道府県下水道担当部長あて下水道企画課長通知において要請した事項の実施に当たっては、下記の点にご留意の上、お取り組みいただきますようお願いいたします。

記

1. 措置の対象者について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の貸付対象者を例示しておりますが、地域の実情に応じ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を柔軟に対象としていただくようご検討下さい。

2. 措置内容について

下水道使用料の支払の猶予に限らず、例えば分割納付を認めることや督促手数料又は延滞金を減免するなど柔軟な措置の実施をご検討願います。

特に、生活に困窮している滞納者への対応に当たっては、上述の貸付制度の周知を含め、福祉部局及び水道部局とも十分に連携をとっていただき、特段のご配慮をお願いいたします。

3. その他

各地方公共団体が定める条例又は規則において、下水道使用料の支払の猶予等に関する規定がある場合については、同条例又は規則に基づき、柔軟な措置を講じていただくようご検討願います。

また、国土交通省から通知している標準下水道条例には、支払の猶予について、規定はありませんが、例えば、同条例第25条に基づき、督促手数料や延滞金を減免することは可能です。

なお、条例及び規則に規定がない場合の取扱いについては、追って、総務省自治財政局公営企業課より発出される通知を参照下さい。

以上

事務連絡
令和2年3月23日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年3月11日付事務連絡により、今後概ね10日間程度、多数の方が集まるイベント等の中止、延期又は規模縮小等の継続とともに、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設の臨時休館等の継続をお願いしたところです。

3月19日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえ、翌20日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例^{*}も参考にしてください。引き続き、感染拡大の防止に十分留意してください。」との発言がありました。(※政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)P19別添【多くの方が参加する場での感染対策のあり方の例】)

各下水道管理者におかれましては、地域の感染状況に応じて、多数の方が集まるイベント等については、リスクを判断の上、開催する場合には、換気が悪く、多くの方が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場所を避けるなど、慎重な対応を講じられますようお願い致します。

また、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営する下水道管理者におかれましては、地域の感染状況に応じて、引き続き、臨時休館等の取扱いを判断いただきますようお願い致します。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(参考)

○政府の新型コロナウイルス感染症対策本部(第21回)における内閣総理大臣発言(令和2年3月20日)

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html

○政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

事務連絡
令和2年3月27日

(地方整備局等下水道担当課長経由)
各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 課長補佐 村岡 正季

下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) のガイドライン (案)
の公表について (周知)

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道事業が抱える様々な課題の解決に向けて、実規模レベルの施設で技術的な検証を行い、ガイドライン化して全国展開を図る「下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト)」を実施しています。

これまでに、45 技術を採択し、24 技術のガイドラインを作成してきましたが、今年度は、以下の 4 技術についてガイドラインを作成・公表しましたので、お知らせします。

① 複数の下水処理場からバイオガスを効率的に集約・活用する技術

複数の下水処理場から発生する余剰消化ガスを精製し、吸蔵して運搬することで、1 箇所に集約して発電に利用する技術。

② 高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術

嫌気性消化技術の効率化、未利用バイオマスの集約活用等により、バイオガス発生量を増加、温室効果ガス排出量を削減する技術。

③ 温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術

汚泥焼却設備において、小型腹水式タービンの採用と局所攪拌空気吹込み技術により、創エネ・省エネ効果とGHG排出量削減効果を得ることのできる技術。

④ 最終沈殿池の処理能力向上技術。

最終沈殿池にろ過部を設置することにより、水処理能力を最大 2 倍まで向上させる処理技術。

技術の概要は別紙①～④を参照してください。

なお、これまでに実証した技術概要は、国土交通省下水道部のホームページで公開しています。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html)

また、ガイドラインの本編は、国土技術政策総合研究所のホームページで公表しています。

(下水道研究室 HP <http://www.nilim.go.jp/lab/ebg/b-dash.html>
下水道処理研究室 HP <http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm>)

<問合せ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 村岡・溝上

Tel:03-5253-8111 (内線34-134) Fax:03-5253-1596

E-mail: mizoue-y2gj@mlit.go.jp

メタン精製装置と吸蔵容器を用いたバイオガス集約 別紙①

技術導入ガイドライン (案)

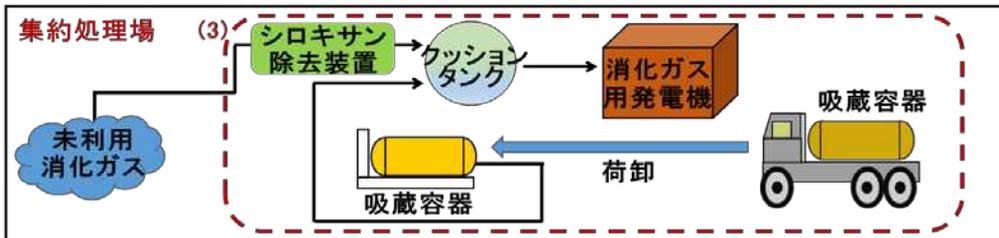
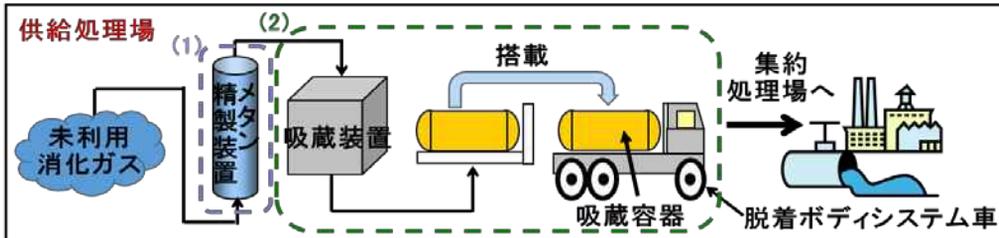
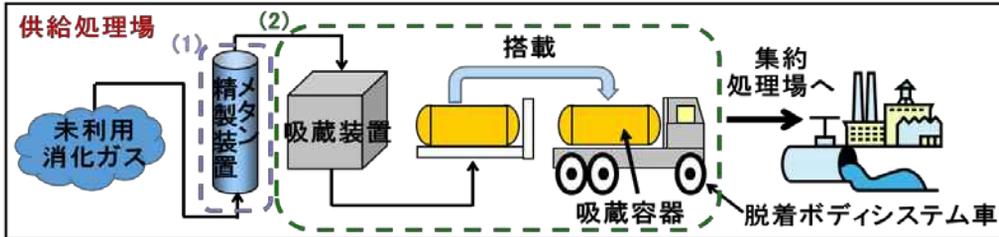
技術の概要

実証実施者: JNCエンジニアリング(株)・吸着技術工業(株)・(株)九電工・シンコー(株)・山鹿都市ガス(株)・熊本県立大学・大津町・益城町・山鹿市共同研究体

本技術は複数の処理場の余剰消化ガスを、車載型吸蔵容器を用いて集約することで効率的に発電する技術である。

発電機は1処理場のみの設置なので、建設コストや設置スペース、運転員やメンテナンスの手間を縮小できる。

よって、低コストで効率的な発電が可能となり、余剰消化ガスを有効利用することができる。



(1)メタン精製 (2)ガス吸蔵・運搬 (3)ガス集約・発電

導入効果(試算例)

- ◆ 費用回収年を重視する場合、供給処理場にはメタン精製装置、吸蔵容器を設置し、集約処理場にはメタン精製装置の代わりにシロキサン除去装置を設置し、クッションタンクにて供給処理場からの消化ガスと混合する。
この場合、エネルギー創出量として25,497GJ/年、温室効果ガス排出削減量1,381 t-CO₂/年の効果が期待される。
- ◆ 未利用消化ガス全量使用を重視する場合、上記機器に加えて供給処理場に低濃度メタン対応型の余剰ガス燃焼装置を設置する。※これにより、メタン精製装置から発生するオフガスを、既存施設に影響を与えず処理することができるため、未利用消化ガスを全量利用することが可能となる。
この場合、費用回収年はやや長くなるものの、エネルギー創出量として27,874GJ/年、温室効果ガス排出削減量1,501 t-CO₂/年の効果が期待される。

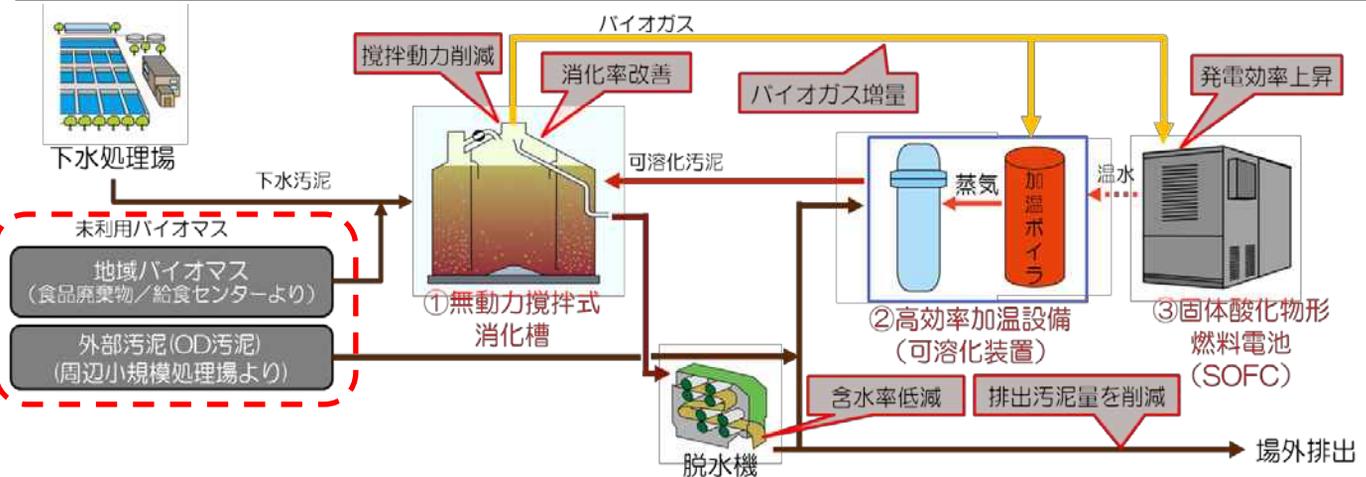
— モデル処理場での導入効果の試算結果 —

	費用回収年を重視する場合	未利用消化ガス全量使用を重視する場合
費用回収年(年)	14.8	15.6
エネルギー創出量(GJ/年)	25,497	27,874
GHG排出削減量(t-CO ₂ /年)	1,381	1,501

技術の概要

実証実施者：三菱化工機(株) 国立大学法人九州大学・日本下水道事業団・唐津市共同研究体

従来の汚泥処理である嫌気性消化技術の効率化、未利用バイオマスの集約活用および燃料電池による効率的な発電によりバイオガス発生量を増加、温室効果ガス排出量の削減し、下水処理場におけるエネルギー自給率の向上を図ることが可能な技術です。



- ①「無動力攪拌式消化」
 - ・発生するバイオガスの圧力を利用することで消化槽内のお泥攪拌を機械攪拌と比較し消費電力95%以上削減
- ②「高効率加温設備(可溶性装置)」
 - ・熱可溶化による熱加水分解作用により、消化日数が15日程度まで短縮可能
 - ・消化率が10ポイント改善されるため、バイオガスが増量
 - ・汚泥が改質され脱水汚泥の含水率が4ポイント低減
 - ・上記消化率、含水率の改善効果により、脱水汚泥排出量を大幅に低減
- ③「固体酸化物形燃料電池 (SOFC)」
 - ・発電効率: 48%以上 (680時間の連続運転で結果)

導入効果 (試算例)

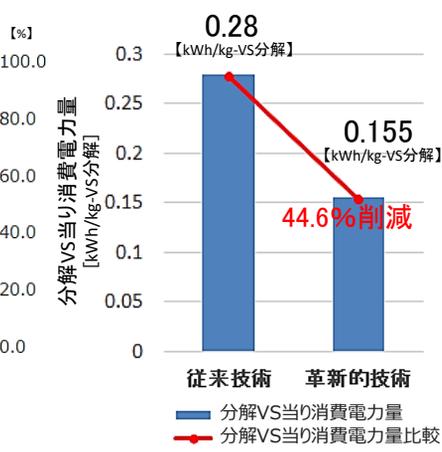
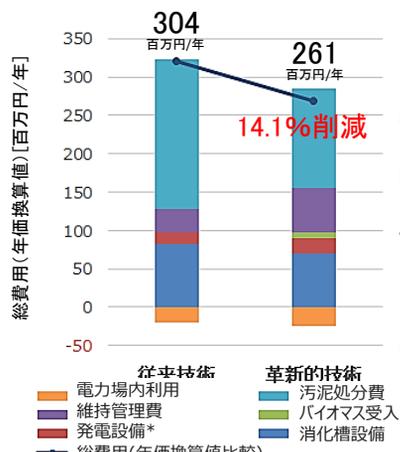
従来技術

- ・ PC製消化槽、脱硫装置、低圧ガスホルダ、温水ボイラ、小型ガスエンジン
- ・ 地域バイオマスは別途場外で処分

試算規模

流入下水量	日平均30,000m ³ /日
下水汚泥	5.1 t-ds/日
OD脱水汚泥	0.6 t-ds/日
地域バイオマス	0.3 t-ds/日

- ◆ 従来技術との比較において、総費用(年価換算値)で14.1%の削減効果が確認されました。
- ◆ 分解VS当り消費電力量は44.6%削減、創エネルギー量(発電量)は、22.1%増加の効果を得られることが確認されました。
- ◆ 本技術の導入による、汚泥の有効活用及び維持管理コストの低減への大きな貢献が期待されます。

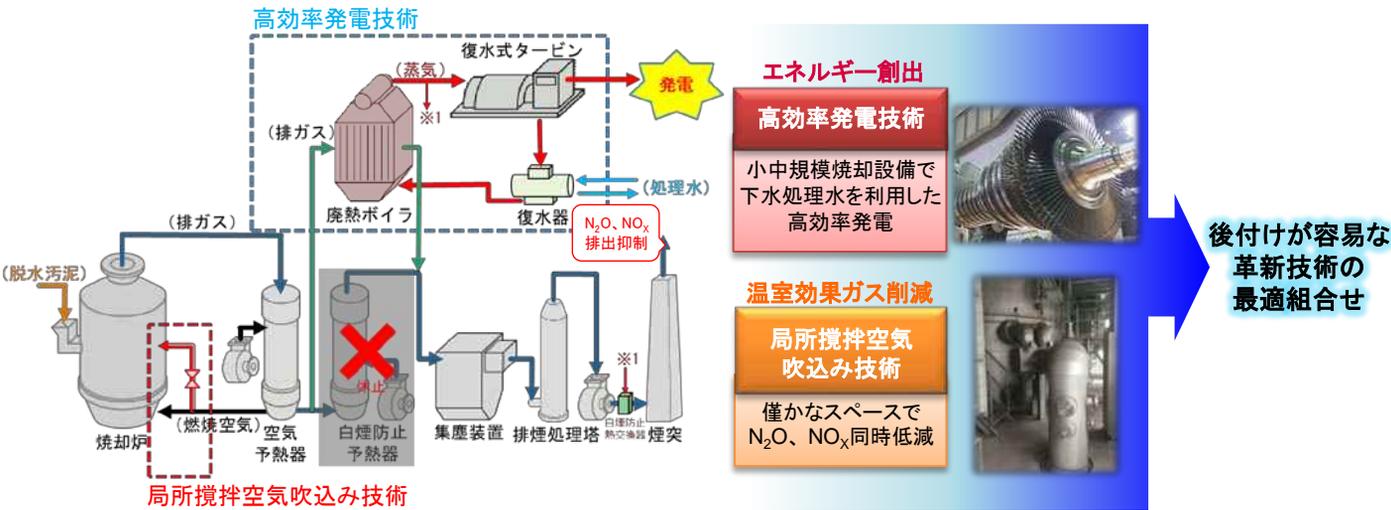


*: SOFC機器費に関しては、経産省SOFCロードマップに準じた想定価格にて設定

技術の概要

実証実施者：JFEエンジニアリング(株)・日本下水道事業団・川崎市共同研究体

本技術は高効率小型蒸気タービンと水冷式復水器を組み合わせた「**高効率発電技術**」と、既設流動焼却炉への追加設置も可能な「**局所攪拌空気吹込み技術**」からなり、汚泥焼却設備におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の大幅な削減が可能な技術です。



後付けが容易な
革新技術の
最適組合せ

「高効率発電技術」

小規模焼却設備(60~300wet-t/日)に適用可能な高効率小型復水式タービン
下水処理水を冷却水として活用することで高効率発電を実現

「局所攪拌空気吹込み技術」

流動床式焼却炉であれば規模を問わず既設焼却炉へも省スペースで追加設置が可能
N₂O及びNO_x排出量の同時削減が可能

N₂O排出係数0.263kg-N₂O/wet-t以下を実証で確認

(実証フィールドにおいて、N₂O排出係数0.232kg-N₂O/wet-t、NO_x排出量50%以上の削減を達成)

導入効果(試算例)

- ◆ 従来技術との比較において、総費用(年価換算値)で0.5%の削減効果が確認されました。
- ◆ エネルギー消費量は97.6%の削減、温室効果ガス排出量は69.7%の削減効果を得られることが確認されました。
- ◆ 本技術の導入による、汚泥焼却設備における維持管理コストの低減及び地球温暖化対策への大きな貢献が期待されます。



焼却炉規模	炉形式	流動床式焼却炉
	汚泥焼却量	150wet-t/日
	補助燃料	都市ガス
汚泥条件	汚泥性状	混合生汚泥
	含水率	74.0%
	有機分	86.4%
	高位発熱量	19,890 kJ/kg-DS

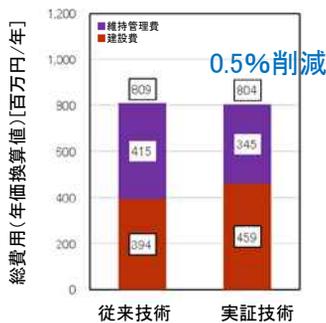


図-1 総費用(年価換算値)削減効果

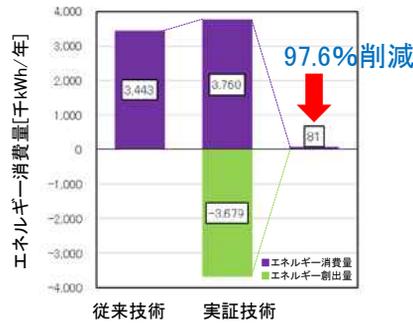


図-2 エネルギー消費量削減効果

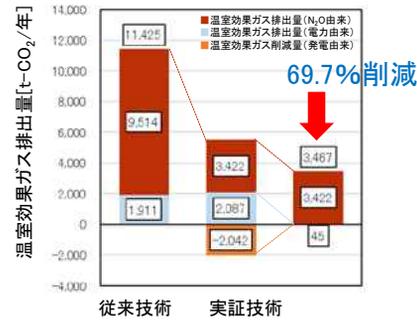
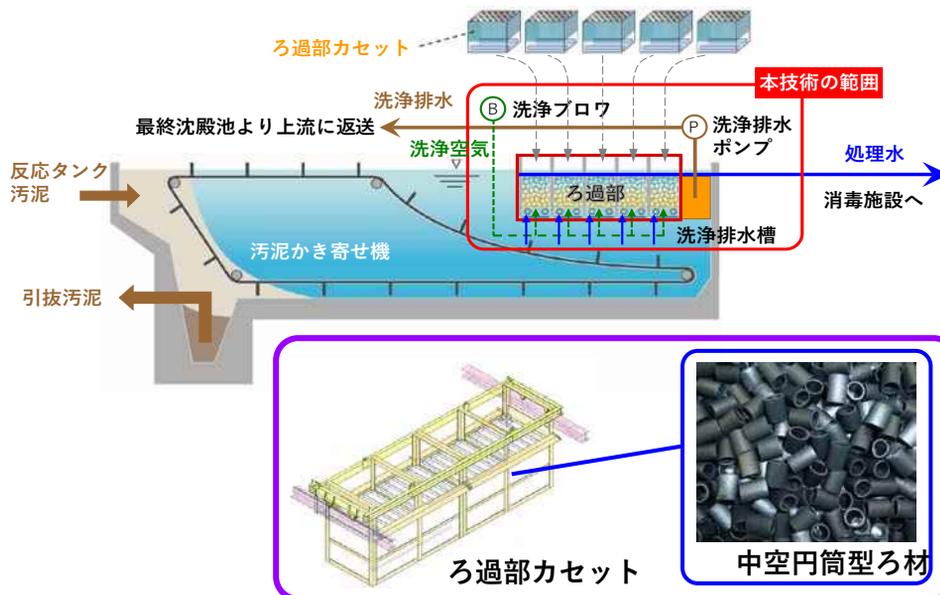


図-3 温室効果ガス排出量削減効果

技術の概要

実証実施者：メタウォーター(株)・日本下水道事業団・松本市共同研究体

本技術は、最終沈殿池にろ過部を設置することにより、水処理能力を量的あるいは質的に向上させる(「処理水質を悪化させることなく、処理水量を最大2倍まで増加させる」または「計画処理水量において、新たに急速ろ過施設を設置した場合と同等程度に処理水質を向上させる」)処理技術です。



- 既存の最終沈殿池を活用し、『処理能力の増強』もしくは『処理水質の向上』が図れます。
- 最終沈殿池の増設、もしくは急速ろ過施設の新設と比較し、建設費を大幅に削減できます

導入効果(試算例)

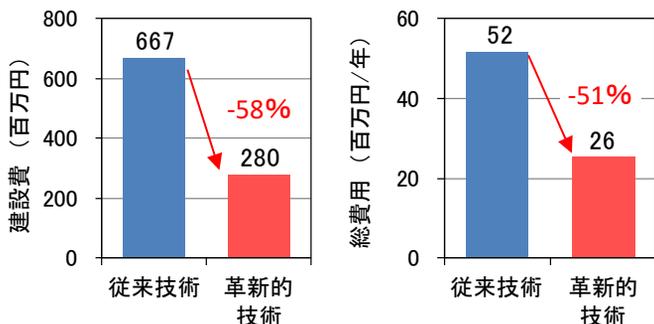
◆ 『処理能力の増強』が目的の場合

- 日最大流入水量の2倍の水量でも、既設系列と同程度の水質が得られることが確認できました。
- 従来技術(最終沈殿池一式の増設)に比べて、建設費で58%、総費用(年価換算値)で51%の削減と試算されました。

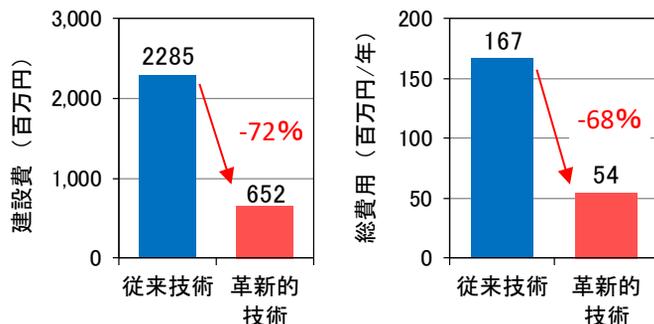
◆ 『処理水質の向上』が目的の場合

- 計画日最大流入水量の水量(対象とした既設系列も同程度の水量)において、砂ろ過処理水と同程度の水質が得られることが確認できました。
- 従来技術(急速ろ過施設一式の増設)に比べて、建設費で72%、総費用(年価換算値)で68%の削減と試算されました。

従来技術	最終沈殿池施設1式 (土木躯体、かき寄せ機などの機器)
試算規模	計画日最大汚水量15,000m ³ /日の増加 (革新的技術により、既存最終沈殿池の処理能力を2倍に増強する)



従来技術	急速ろ過施設1式 (土木躯体、原水ポンプなどの機器)
試算規模	計画日最大汚水量45,000m ³ /日処理 (革新的技術を既存の最終沈殿池のすべてに導入する)



※ 総費用(年価換算値) = 建設費年価 + 年間維持管理費

表 ガイドライン公表済のB-DASH技術一覧(令和2年3月末時点)

分野	テーマ	実証技術名	ガイドライン
下水汚泥利用	固液分離・ガス回収ガス発電	超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントシステム	○
		バイオガスを活用した効果的な再生可能エネルギーシステム	○
	下水汚泥の固形燃料化	温室効果ガスを抑制した水熱処理と担体式高温消化による固形燃料化技術	○
		廃熱利用型 低コスト下水汚泥固形燃料化技術1	○
	リン除去・回収	栄養塩除去と資源再生(リン)革新的技術実証研究	○
	バイオマス発電	脱水・燃焼・発電を全体最適化した革新的下水汚泥エネルギー転換システム	○
		下水道バイオマスからの電力創造システム1	○
	水素創出	水素リーダー都市プロジェクト ～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証～	○
	CO2分離・回収・活用	バイオガス中のCO2分離・回収と微細藻類培養への利用技術	○
	バイオガス集約・活用	複数の下水処理場からバイオガスを効率的に集約・活用する技術	NEW! ①
	下水汚泥の有効利用	脱水乾燥システムによる下水汚泥の肥料化、燃料化技術 自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術	○ ○
	地産地消エネルギー活用技術	高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術の実用化に関する実証事業	NEW! ②
	省エネ型汚泥焼却技術	温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術の実用化に関する実証事業	NEW! ③
	中規模向けエネルギーシステム	高濃度消化・省エネ型バイオガス精製による効率的エネルギー利活用技術に関する実証事業	実証中
小規模向けエネルギーシステム	小規模下水処理場を対象とした低コスト・省エネルギー型高濃度メタン発酵技術に関する実証事業	実証中	
水処理	窒素除去	固定床型アナモックスプロセスによる高効率窒素除去技術	○
	省エネ型水処理	無曝気循環式水処理技術	○
		高効率固液分離技術と二点DO制御技術を用いた省エネ型水処理技術	○
	ICTを活用した運転制御	ICTを活用した効率的な硝化運転制御技術	○
		ICTを活用したプロセス制御とリモート診断による効率的な水処理運転管理技術	○
	ダウンサイジング水処理	DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証研究	○
		特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術	○
	省エネ・低コストな水処理能力向上技術	最終沈殿池の処理能力向上技術実証事業	NEW! ④
ICT・AI制御高度処理技術	単槽型硝化脱窒プロセスのICT・AI制御による高度処理技術実証事業	実証中	
管路施設管理技術	管渠マネジメント	高度な画像認識技術を活用した効率的な管路マネジメントシステム	○
		管口カメラ点検と展開広角カメラ調査及びプロファイリング技術を用いた管渠マネジメントシステム	
		展開広角カメラ調査と衝撃弾性波検査法による管渠マネジメントシステム	
	管渠腐食点検調査	下水圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術	○
	設備劣化診断	ICTを活用した下水道施設の劣化状況把握・診断技術の実証	実証中
		ICTを活用する劣化診断技術および設備点検技術実証事業	実証中
	空洞探査	車両牽引型深層空洞探査装置の実用化に向けた技術実証事業	-
		三次元陥没予兆診断技術に関する実証事業	
ICT活用型下水道施設管理	クラウドを活用し維持管理を起点とした継続的なストックマネジメント実現システムの実用化に関する実証事業	実証中	
ICTを活用型管路マネジメント	維持管理情報のビックデータ解析による効果的なマネジメントサイクルの確立に関する実証事業	実証中	
	ICTを活用した総合的な段階型管路診断システムの確立にかかる実証事業	実証中	
ICT活用マンホールポンプ管理	ICT技術(クラウドAIシステム)を用いた汚水マンホールポンプのスマートオペレーションの実証	実証中	
浸水対策	ICTを活用した浸水対策	ICTを活用した浸水対策施設運用支援システム	○
	都市浸水対策	都市域における局所的集中豪雨に対する雨水管理技術	○
浸入水対策	AIによる管内異常検知	水位計と光ファイバー温度分布計測システムにAIを組合せた雨天時浸入水調査技術の実用化に関する実証事業	実証中
		AIによる音響データを用いた雨天時浸入水検知技術の実用化に関する実証事業	実証中
その他	下水熱利用	管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用に関する実証研究	○
		小口径管路からの下水熱を利用した融雪技術の実用化に関する実証事業	実証中
		ヒートポンプレスで低LCCと高COPを実現する下水熱融雪システムに関する研究	実証中
再生水利用	UFろ過膜と紫外線消毒を用いた高度再生水システム	○	

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(作業従事者の感染予防対策に係る保護具の適切な着用等のお願い)

3月1日に公表された「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省)において、「糞便からウイルスが検出されることがあります」との見解が示されたことを踏まえ、3月6日付け事務連絡では、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には、業務委託契約書等の安全衛生管理に係る事項を遵守させるとともに、現場の状況に応じた適切な保護具を選定するなど従事者の安全衛生の管理に努めていただくようお願いしたところです。

しかしながら、3月13日付け事務連絡により実施した「管路施設の清掃作業時等における作業従事者の保護具の着用状況等調査」(以下「実態調査」という。)の結果(詳細は別紙参照)、未処理の汚水に直接接触する業務に従事する場合であるにもかかわらず、マスクや保護めがねの着用が不十分である、作業作業終了後の手洗いが徹底されていない等の課題が見受けられました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点からも、各下水道管理者におかれましては、管路施設内の清掃作業等で未処理の汚水に直接接触する可能性がある業務を実施する場合の保護具の取扱い等については、当面の間、下記により適切にご対応いただきますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

記

1 作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用

「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版改訂版(ver2.1)」(2020年3月10日。(一社)日本環境感染症学会)によれば、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のポイントは、「ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ」と、「ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ」ととされています。

一方、実態調査の結果によると、直営・委託の別にかかわらず、マスクは8割弱、保護めがねは5割弱の着用率にとどまっています。

このため、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には、マスクの着用を徹底するとともに、作業現場における未処理汚水の状況(水量・水深、糞便の希釈状況等)と作業内容を十分に考慮し、作業に伴い飛沫が直接目に入ることを防ぐため、保護めがね(ゴーグ

ルが望ましいが、汚水飛沫が目に入ることを防ぐことができれば一般的なメガネ等でも可)の着用を励行するようお願い致します。

2 作業終了後の手洗いの徹底

新型コロナウイルス感染症の感染予防には、手洗いが重要とされています。

一方、実態調査の結果によると、直営・委託の別にかかわらず、作業終了後の衛生管理として、手洗い・うがいの実施率は100%に達していません。

このため、たとえ作業中はゴム手袋等を着用し、手指が直接未処理の汚水に接触していない場合であっても、作業終了後の手洗いを徹底するようお願い致します。

3 作業終了後の器具等の洗浄

作業終了後に未処理汚水が付着した器具等を洗浄することは、作業従事者又は当該器具等を収納・保管する他の職員が未処理汚水と直接接触することや、未処理汚水が周辺環境に飛散することを防ぐ観点からも有用と考えられます。

一方、実態調査の結果によると、直営・委託の別にかかわらず、作業終了後の衛生管理として、保護具・清掃器具等の洗浄の実施率は100%に達していません。

新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底する観点からも、作業終了後の器具等の洗浄を徹底するようお願い致します。

4 マスク及び消毒液の調達

実態調査の結果によると、マスク及び消毒液の入手が困難との声が多数寄せられました。

これを踏まえ、需給状況の把握と対応の検討を行っているところですが、現時点で各下水道管理者等へあっせん等を行うことは難しい状況です。状況に変化がありましたら、速やかに連絡させていただきます。

以上

作業従事者の保護具の着用状況等調査結果

1. 調査実施概要

①対象団体

公共下水道又は流域下水道の管理者である全国1, 483団体を対象にアンケート調査を実施

②実施時期

3月13日(金)～18日(水)

③回答状況

1, 218件の回答が得られた(回答率82.1%)。

2. 直営／委託の状況

①管路施設の清掃作業

(直営)245団体、(委託)995団体

②処理場、ポンプ場でのスクリーンの除去・洗浄・搬出作業

(直営)129団体、(委託)1,013団体

3. 困りごと

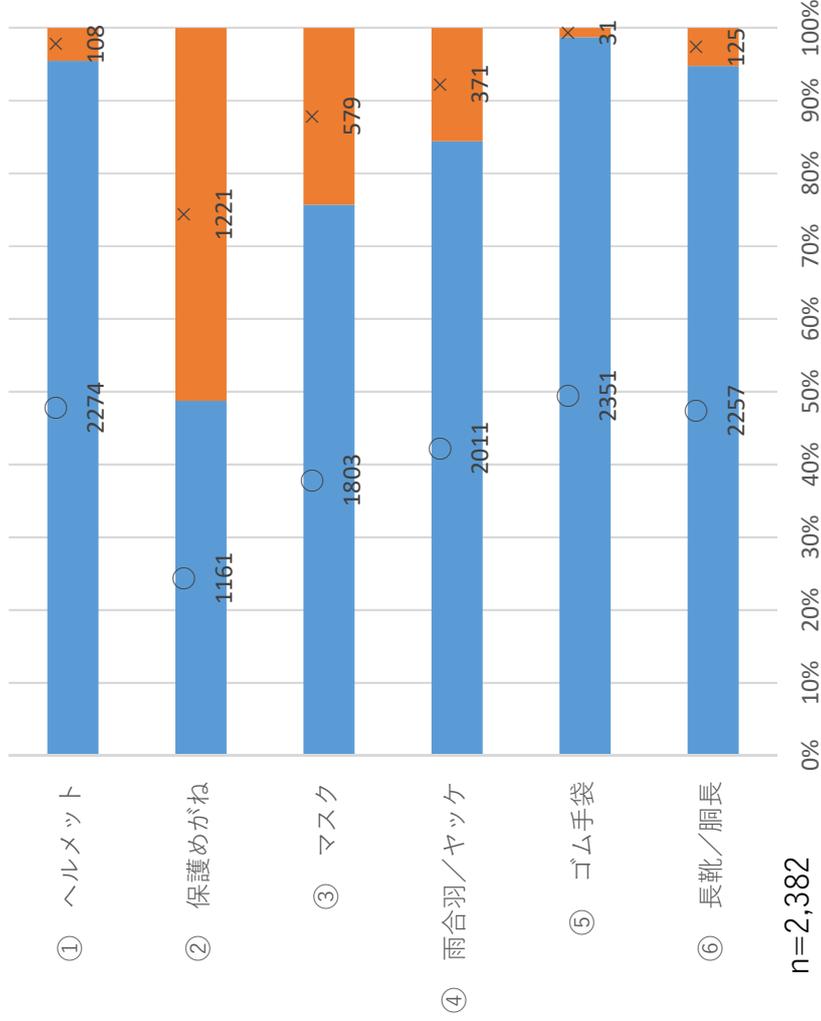
「マスク入手困難」を挙げた団体:547団体

「消毒液入手困難」を挙げた団体:287団体

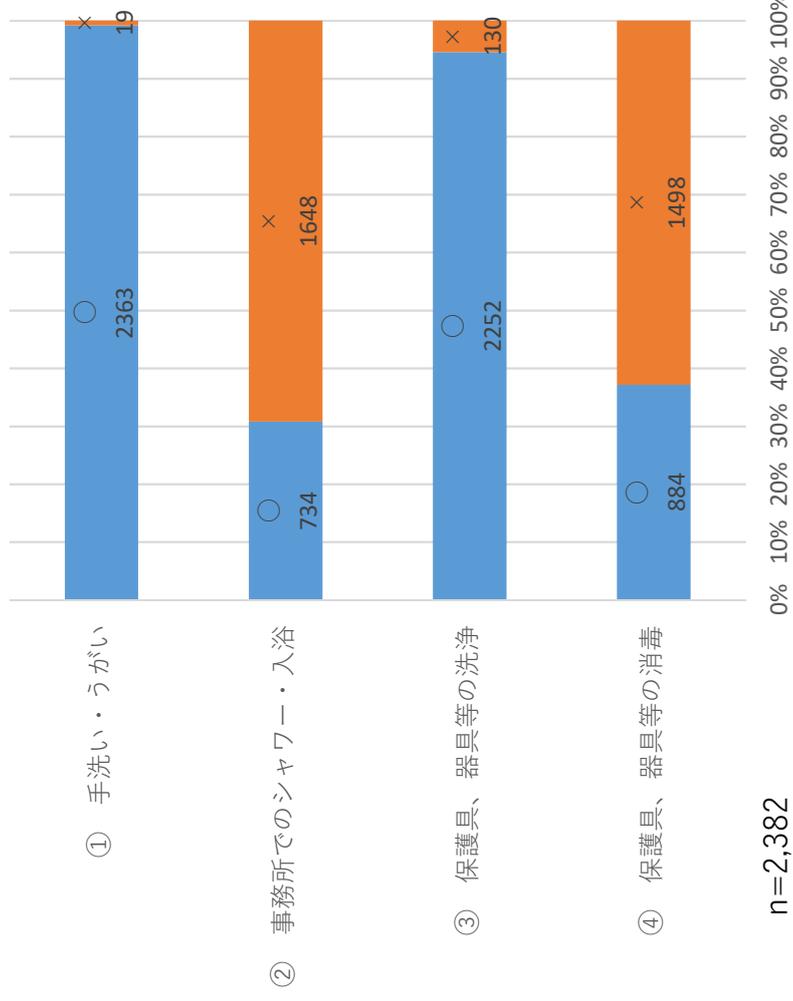
○ 未処理汚水に接触する作業である管路施設の清掃及び処理場、ポンプ場でのスクリーンかすの除去、洗浄、搬出時における保護具の着用状況については、①ヘルメット、④雨合羽／ヤッケ、⑤ゴム手袋、⑥長靴／胴長の4点については、概ね着用されている一方、②保護めがねは5割弱、③マスクは8割弱の着用にとどまっている状況。

○ 上述の作業終了後の衛生管理について、①手洗い・うがい、③保護具、器具等の洗浄は概ね実施されているが、②事務所でのシャワー・入浴、④保護具・器具等の消毒は、3割強の実施にとどまっている状況。

保護具の着用状況



作業後の衛生管理

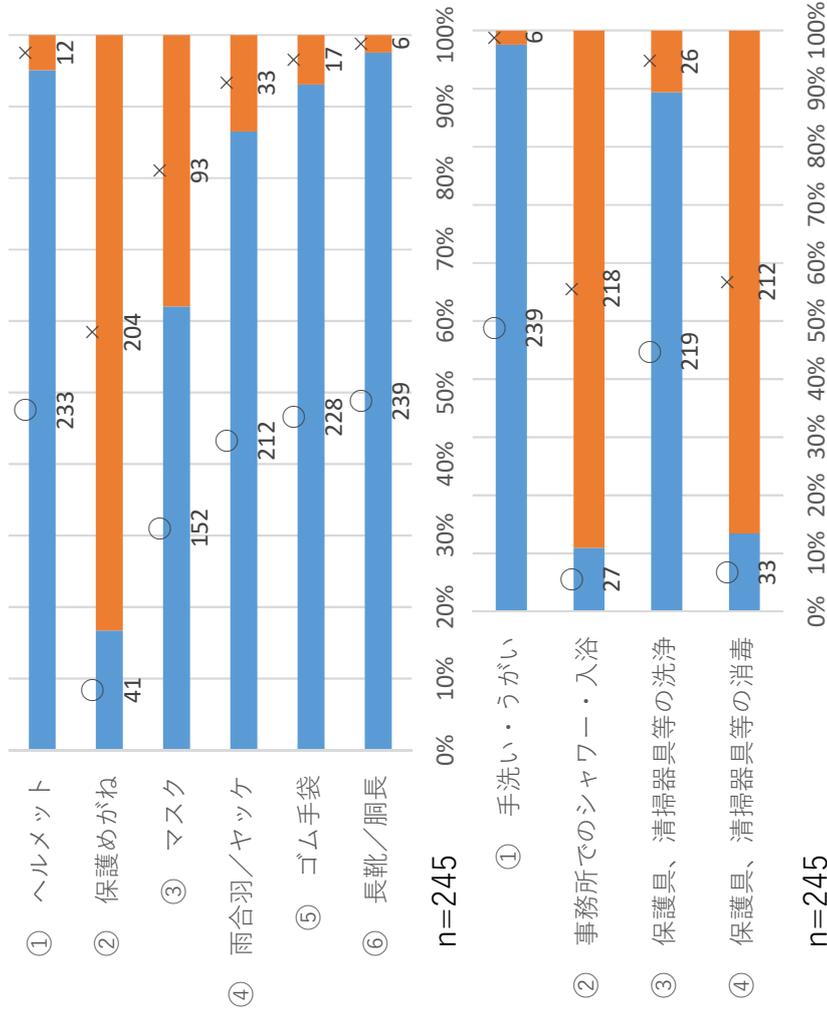


(参考)管路施設の清掃時における保護具の着用状況／衛生管理について

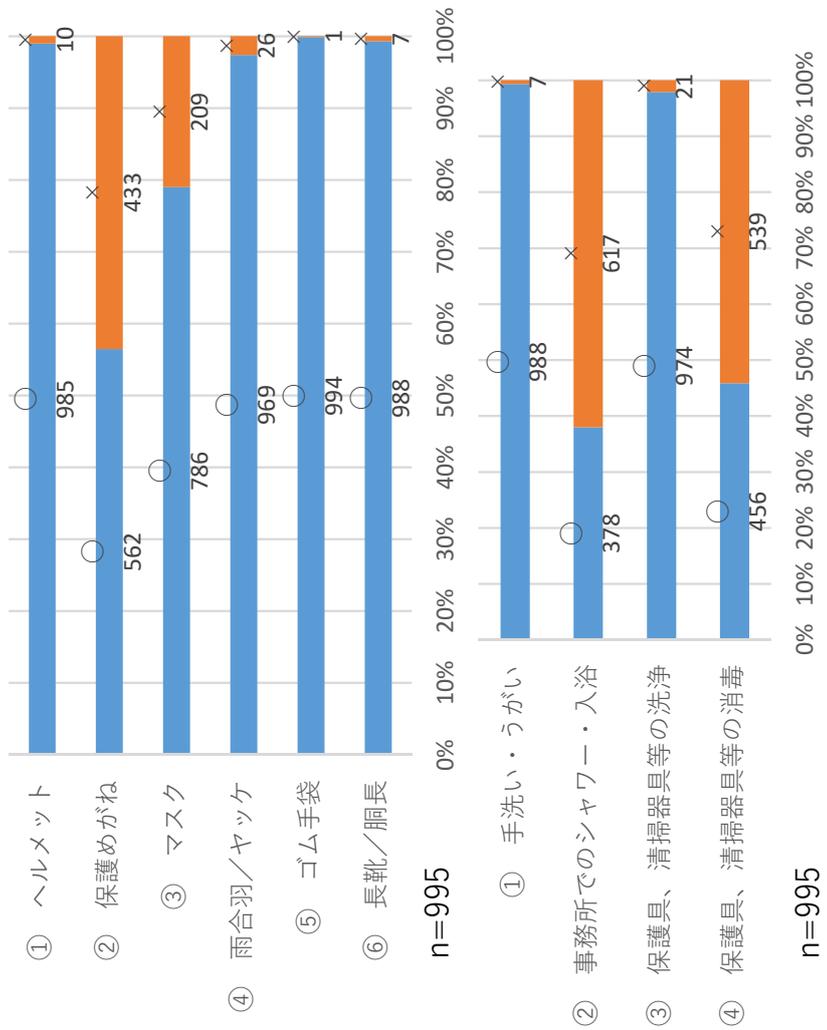
○ 管路施設の清掃時の保護具の着用状況については、①ヘルメット、④雨合羽／ヤッケ、⑤ゴム手袋、⑥長靴／胴長の4点については、概ね着用されている一方、②保護めがねは直営で2割弱、委託で6割弱、委託で6割程度、委託で8割弱の着用にとどまっている状況。

○ 作業後の衛生管理について、①手洗い・うがい、③保護具、器具等の洗浄は概ね実施されているが、②事務所でのシャワー・入浴、④保護具・器具等の消毒は、直営で1割程度、委託で4割程度の実施状況にとどまった。

直営の場合



委託の場合

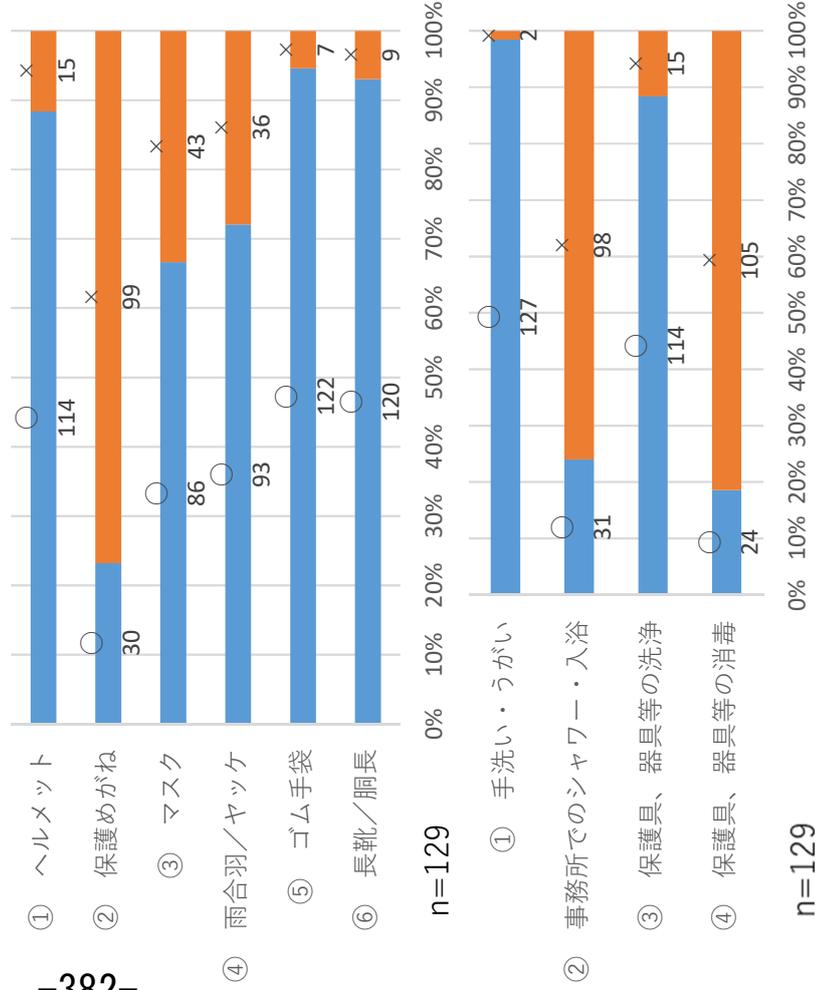




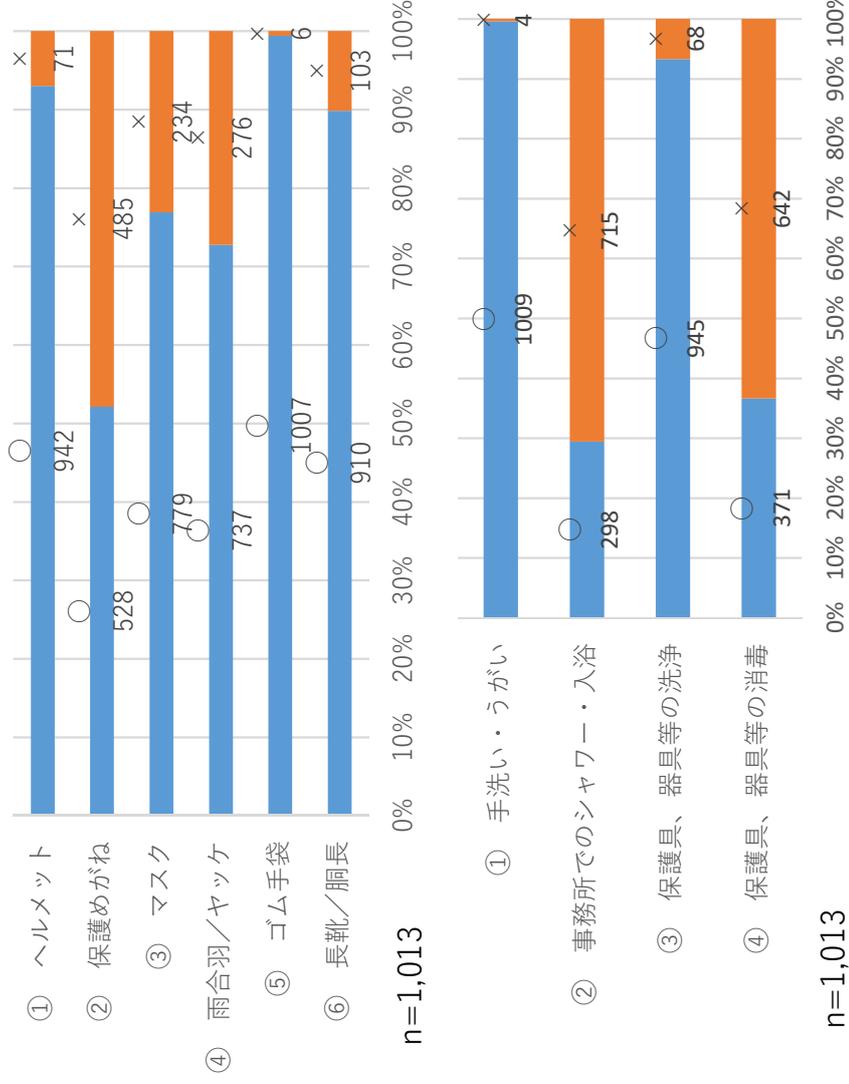
○ 処理場等でのスクリーンかすの除去等時における保護具の着用状況については、①ヘルメット、④雨合羽／ヤッケ、⑤ゴム手袋、⑥長靴／胴長 の4点については、概ね着用されている一方、②保護めがねは直営で2割強、委託で5割強、③マスクは直営で6割強、委託で8割強の着用にとどまっている状況。

○ 作業後の衛生管理について、①手洗い・うがい、③保護具、器具等の洗浄は概ね実施されているが、②事務所でのシャワー・入浴及び④保護具・器具等の消毒は、直営で2割程度、委託で4割弱の実施状況にとどまった。

直営の場合



委託の場合



事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(4月期の人事異動等を踏まえたテレワークの継続的实施等をお願い)

4月期の人事異動等により、新たな体制で下水道事業を実施される下水道管理者におかれましては、現下の感染拡大の状況等を踏まえ、新体制においても、引き続き、下記の対応をお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

記

1 テレワーク・時差出勤の励行

2月20日及び26日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通勤ラッシュを回避するテレワーク(特に在宅勤務)や時差出勤の積極的な活用について御配慮をお願いしたところですが、新体制においても引き続き、テレワーク等を積極的に活用いただきますよう改めてお願い致します。

2 咳エチケット・手洗い等の徹底並びに保護具の適切な着用等

咳エチケットや手洗い等の通常の感染症対策が重要であることについては、1月31日付け事務連絡等により繰り返し周知してきたところですが、新規採用者を含め、初めて下水道事業に従事する職員等に対しても、再度周知徹底をお願い致します。

また、未処理の汚水に直接接触する可能性がある業務における保護具(マスク・保護めがね)の着用等については、3月30日付けの事務連絡による対応を再度周知徹底願います。

3 イベント等における集団感染の防止対策

下水道事業に関するイベント等の実施を検討する際には、3月23日付け事務連絡等を踏まえ、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場所を避けるなどの集団感染防止対策が必要であること等についても、再度周知徹底をお願い致します。

4 不測の事態への対応

貴団体内の下水道事業従事者等の罹患が判明した場合には、2月3日付け事務連絡により弊省への報告をお願いしているところですが、本件についても、引き続き遺漏なく御対応いただきますようお願い致します。

以上

国 水 下 事 第 4 3 号
令 和 2 年 3 月 31 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
下 水 道 部 長
(公 印 省 略)

下 水 道 用 設 計 標 準 歩 掛 表 の 一 部 改 定 に つ い て (令 和 2 年 度 版)

標 記 に つ い て 、 令 和 2 年 度 版 と し て 別 添 の と お り 改 定 し た の で 通 知 す る 。

(別 添)

- ・ 改 定 事 項
- ・ 第 1 卷 管 路 編
- ・ 第 2 卷 処 理 場 ・ ポ ン プ 場 編

※ 第 3 卷 設 計 委 託 編 に つ い て は 変 更 な し

国 水 下 事 4 3 号
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長
都市再生機構下水道担当部長
日本下水道事業団技術戦略部長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部長
(公印省略)

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和 2 年度版）

標記について、令和 2 年度版として各地方整備局にあて別添のとおり通知したので参考送付する。

(別添)

- ・ 改定事項
- ・ 第 1 卷 管路編
- ・ 第 2 卷 処理場・ポンプ場編

※第 3 卷 設計委託編については変更なし

下水道用設計標準歩掛表（令和２年度版）の改定内容

「第１巻 管路」編

〔管路施設〕

- シールド工法「一次覆工」等の歩掛改定
理由：施工合理化調査の結果、歩掛に変化が認められたため。

「第２巻 ポンプ場・処理場」編

〔土 木〕

- 語句等の修正
理由：建設機械等損料算定表改定されたため。

〔機械設備〕

- 一般管理費等率の改定
理由：公共工事機械設備技術等各省連絡会の調査・解析に基づき改定。
- 工事設計書作成例の改定
理由：一般労務費の項目に機械設備工事で使用頻度が高い「機械設備工」を追記。
- 現場塗装工の塗料名ジंकクロメート錆止め塗料を鉛・クロムフリーさび止め塗料に改定
理由：ジंकクロメート錆止め塗料は、有害な鉛・クロムを多量含むため、鉛・クロムフリーさび止め塗料に改定。

〔電気設備〕

- 材料保管率の語句修正
理由：材料補完率の備考に記載の「電線管類の補完率」の解説について解釈しやすい表現に修正。

〔建築・建築設備〕

- 下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説の改定
理由：国土交通省大臣官房官庁営繕部の技術基準である「公共建築工事積算基準等資料」との語句等の整合を図るため。

「第３巻 設計委託」編

- 改定なし

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

**「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立
に向けたガイドライン(管路施設編)-2020 年版-」の活用について**

下水道の普及率は、平成 30 年度末で 79.3%(人口普及率)に達し、管路総延長約 48 万kmと管理するストックが増加する中、大量のストックの適切な維持管理、老朽化した施設の適切な改築等が求められています。

国土交通省では、「下水道管路施設における維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクルの確立に向けた技術検討会」を開催し、本検討会における議論を踏まえ、今般、「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020 年版-」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。本ガイドラインは、管路施設を対象として、データの活用面を踏まえた蓄積すべき維持管理データの内容やその段階的な整備、これらのデータの効率的な電子化、データを活用した CAPD マネジメントの方法及び ICT を活用した効率的・効果的な点検・調査方法等を整理し、平成 27 年 11 月に発行した「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-」と合わせて、各下水道管理者が維持管理情報等を起点とし、情報蓄積・分析に基づく効率的なマネジメントサイクルの確立を支援するものです。

各下水道管理者においては、日々発生する維持管理情報等を適切に蓄積し、効率的に活用して診断・評価を実践するマネジメントサイクルを実践していただきますようお願いいたします。特に、施設情報や維持管理情報の電子化がなされていない団体におかれましては、本ガイドラインを参照し、現在保有している情報の状況や将来的な到達目標に照らして、当面整備すべきデータの範囲を定めるなど、段階的に電子化を促進されますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知・助言いただくよう、お願いいたします。

国 水 下 事 第 4 2 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について（通知）

大規模雨水処理施設整備事業の交付に関して、「大規模雨水処理施設整備事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和2年4月1日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方お願いいたします。

大規模雨水処理施設整備事業 実施要綱

第1 通則

大規模雨水処理施設整備事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

大規模雨水処理施設整備事業は、計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を集中的に実施することを目的とする。

第3 事業主体

大規模雨水処理施設整備事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第4 対象事業

大規模雨水処理施設整備事業の対象となるのは、防災・安全社会資本整備交付金、社会資本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業のうち基幹事業の通常の下水道事業、下水道浸水被害軽減総合事業、都市水害対策共同事業、下水道総合地震対策事業のいずれかに該当する事業のうち、雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であって、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 事業の完了までに要する期間が概ね10年以内であること
- (イ) 全体事業費が5億円以上であること

国の補助に係る補助率については、各基幹事業の規定によるものとする。

第5 事業計画の策定

事業主体は、大規模雨水処理施設整備事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

第6 事業計画の公表

事業主体は、大規模雨水処理施設整備事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第7 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する大規模雨水処理施設整備事業に関し、適正化法、その他の法令及びこ

の要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する大規模雨水処理施設整備事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。

2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する大規模雨水処理施設整備事業につき、大規模雨水処理施設整備事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その大規模雨水処理施設整備事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

国 水 下 事 第 5 5 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の運用について

令和2年3月31日付け国水下事第42号により、大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

1. 定義

「雨水処理を担う下水道施設」とは、下水道施設（合流式下水道を含む）のうち、雨水の排除、貯留、浸透等の機能を有するものをいう。

2. 大規模雨水処理施設整備事業計画の内容

- (1) 対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から適切に定めるものとする。
- (2) 大規模雨水処理施設整備事業計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
 - ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況
 - ④ 事業内容及び年度計画
 - ⑤ 整備効果
 - ⑥ 放流先河川との調整状況
 - ⑦ その他必要な事項

3. 下水道床上浸水対策事業、事業間連携下水道事業との関係について

下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業の採択要件に合致する場合は、当該制度により実施することを原則とする。ただし、事業の性質上、下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業により実施することが適当でない事業については、その限りではない。

4. 大規模雨水処理施設整備事業計画と下水道法事業計画等との関係

大規模雨水処理施設整備事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

なお、大規模雨水処理施設整備事業計画に位置付けた施設は、浸水に対する安全度を向上させる場合を除き、施設整備の目的に応じて、別途下水道ストックマネジメント計画又は下水道総合地震対策計画へも位置付けることとする。

〇〇地区 大規模雨水処理施設整備事業計画

(様式1)

項 目	内 容 ・ 施 策 等
選定理由	<p>(新規整備の場合の例)</p> <p>〇〇地区は、古くから下水道整備を進めてきた合流地区であるため、雨水整備水準は市内の分流地区に比べて低く、平成〇年には集中豪雨により地下街への雨水の浸入が生じ、都市機能に影響を来す大規模な浸水被害が発生したことから、早急な浸水対策が急務である。なお〇〇地区は過去10年間に〇回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積は〇〇ha、延べ床上浸水戸数は〇戸、延べ浸水戸数は〇戸である。</p> <p>備考) 下水道浸水被害軽減総合事業の場合、採択要件を記載</p> <p>(改築更新の場合の例)</p> <p>〇〇地区では下水道を整備してから〇年が経過しており、雨水幹線や〇〇ポンプ場などの雨水処理施設の老朽化が進行している。これらの施設について適切な機能確保を図り浸水被害を防止するため、集中的な雨水処理施設の改築を実施する必要がある。</p>
整備目標	<p>① 本計画における対象降雨 (必ず記載) (機能向上を伴わない改築の場合、現況を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画における対象降雨：77mm/hr ・目標とする理由：平成〇年〇月に〇〇地区で記録した既往最大降雨 77mm/h ・ハード整備による整備水準の目標:60ミリメートル/hr <p>②目標設定 (必ず記載) (機能向上を伴わない場合、現況を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> i)生命の保護の観点：当該排水区に存在する高齢者・障害者等要配慮者関連施設〇箇所の床上浸水を防止する。 ii)都市機能の確保の観点：機能保全水深を 20cm と設定する。 iii)個人財産の保護の観点：家屋の床上浸水を防止する。 iv)その他：特になし <p>備考) 浸水対策の観点(生命の保護、都市機能の確保、個人財産の保護等)から目標設定を行い、その内容について具体的に記述</p> <p>③ハード対策、ソフト対策及び自助の役割分担について (該当ある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> i)ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備により 60mm/h の降雨において浸水被害を防止することを目的とする。 ii)ソフト対策及び自助 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備で対象とする降雨量を上回る既往最大降雨 77mm/h の降雨において、下水道管理者による内水ハザードマップ作成・公表などの情報提供、地域住民等による止水板設置など、それぞれの主体が対策を実施することにより、市街地部の浸水深を機能保全水深 20cm にとどめ、被害をできるだけ小さくする。

	備考) ハード整備における目標水準を記述するとともに、目標水準を超える降雨に対し被害をできるだけ小さくするためのソフト対策及び自助についても目標を具体的に記述
--	---

項目	内容・施策等			
内水ハザードマップ策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有 (平成 年 月 日策定済み) ・ 策定予定 (令和3年3月末策定予定) 			
主な事業内容 (該当あるものについて記載)	公助	ハード対策	下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水管渠の整備 排除面積〇ha ・ 雨水貯留施設の整備 貯留能力〇m³ ・ 雨水ポンプ場の整備 排水能力〇m³/分
			下水道管理者以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装の整備 (〇〇市道路課) 面積〇m² ・ 学校の雨水貯留施設の整備 (〇〇市教育委員会) 貯留量〇m³ ・ 公園下の雨水調整池の整備 (〇〇市公園課) 貯留量〇m³
	自助	ソフト対策	下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水ハザードマップの作成・公表 ・ 降雨情報の収集と提供 ・ 水位観測情報の提供
			下水道管理者以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街等の管理者に対する浸水リスクの啓発 (〇〇市〇〇課)
	自助	ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 止水板の設置 (〇〇地下街管理者) 〇箇所 ・ 各戸貯留浸透施設 (〇〇市〇〇要綱) 〇戸 	
		ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難訓練 (〇〇市〇〇課) 	

備考) 事業内容については主な施策について具体的な実施数量を記述

また、下水道管理者以外が行う施策については、道路管理者など実施主体、制度要綱等を具体的に記述

* 下水道浸水被害軽減総合計画に基づき実施している事業の場合、既存の施設調書を添付すること

年度計画（百万円）（必ず記載）

名称	令和2年度	令和3年度	・・・	令和8年度	計
雨水管渠	1,840	1,530	・・・		〇〇〇
雨水貯留管	150	150	・・・	198	〇〇〇
〇〇ポンプ場	150	150	・・・	102	〇〇〇
計	2,140	1,830	・・・	300	〇〇〇

備考) 事業内容に位置づけた施設について年割額（事業費）を記述。

整備済のものは含めない。

項目	内容・施策等
整備効果	<p>（新規整備の場合）</p> <p><事業評価の内容></p> <p>被害額：〇〇百万円が削減される。</p> <p>B/C：〇.〇〇</p> <p>経済的内部収益率：〇〇%</p> <p><その他の定量的な効果></p> <p>都市浸水対策達成率：〇%→〇%</p> <p>（改築更新の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置から〇年が経過している〇〇地区の〇〇施設について、雨水排水機能を適切に確保する。（〇m³/分、1/5 対応） ・機能向上を伴う場合：雨水排水能力を〇m³/分から〇m³/分に増強し、対応降雨を 1/3 対応から 1/5 対応に強化 <p>（共通：該当あれば記載）</p> <p>ソフト対策，自助の整備効果等：</p> <p>内水ハザードマップによる情報提供及び止水板の整備を併せて行い，地下街等への浸水を防止するとともに，既往最大降雨に対し機能保全水深 20cm を達成する。</p>
放流先河川との調整状況	<p>現在，放流先河川の整備水準は 45mm/h 対応となっているが，今後 2 年間で，目標水準 60mm/h までの整備を緊急的に行い，整合性を図る。</p> <p>備考) 対象地区に関係する河川があれば，その整備状況を計画も含め具体的に記述。</p> <p>特段調整の必要がない場合、その理由を記載。</p>
その他	<p>地下街管理者，道路管理者，地域住民等と連携し，下水道浸水被害軽減総合計画を策定した。また，当該計画に位置づけられた貯留管は合流式下水道緊急改善計画にも位置づけられており，両計画で整合性が図られている。</p>

	<p>備考) 他の公共事業, 住民との連携, 合流式下水道の改善, 水位周知下水道の指定や運用方法など, 本事業に関連するその他の事項について記述</p>
--	---

(参考図面)

1. 使用図面

5,000～10,000 分の 1 程度で計画内容がわかるようにする。大規模雨水処理施設整備事業により実施する箇所を明示すること。

2. 図面記載内容

*あくまで作成例であり、これによらない記載を妨げるものではない。

記載内容	色別	適用
貯留施設 施工済 計画期間内施工予定 集水区域	黒 赤 青	貯留施設を 2～3mm の実践で書く。 施設名を記入。 集水区域を 5mm 幅程度で囲む。施工済の場合は黒で全体を薄く塗りつぶす。
浸透施設 施工済 計画期間内施工予定 整備区域	黒 赤 青	対象区域を 5mm 幅程度で囲む。 施設名を記入。 対象区域を 5mm 幅程度で囲む。
ポンプ施設 施工済 計画期間内施工予定	黒 赤	直径 5mm の円に P で表現。 色で塗りつぶす。
雨水又は合流管渠 施工済 計画期間内施工予定	茶 橙	昭和 46 年 10 月 9 日付建設省告示第 1705 号の別表に定める基準に適合する管渠を 1mm の実線で書く。 管渠名を記入。
計画対象区域界	桃	2mm の実線。
① 駅	緑	色で塗りつぶす。 施設名を記入。
② 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(緊急輸送道路, 防災拠点等)		
③ 国の防災関係機関や県庁, 市役所等の施設		
④ 高齢者・障害者等要配慮者関連施設		
⑤ 床上浸水被害の未解消地区	水色 黄色	水色で全体を薄く塗りつぶす。 黄色で全体を薄く塗りつぶし, 事業主体と事業名を記載。
⑥ 下水道管理者以外の主体との連携により行われている整備		
⑦ 防水ゲート, 止水板又は逆流防止施設		
⑧ 各戸貯留浸透施設		

国水下企第117号
国水下事第54号
国水下流第30号
令和2年3月31日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
（以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由）
独立行政法人 都市再生機構担当部長殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

流域管理官

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

令和2年3月31日付け国官会第29901号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
 - ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設
- (3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。
 - ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
 - ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認するものとする。また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認するものとする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。
 - ・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

2. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) ⑥、⑦に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

- (2) ⑥、⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定(水位観測計画の策定等を含む。)に係る調査を含むものとする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等(校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。)とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画の内容

- (1) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表するものとする。
- (2) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 浸水対策実施の基本方針
 - ② 対象地区の概要及び選定理由
 - ③ 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
 - ④ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
 - ⑤ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
 - ⑥ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
 - ⑦ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
 - ⑧ その他必要な事項

4. 下水道浸水被害軽減総合計画と下水道法事業計画との関係

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

Ⅲ. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
 - ・当該予定処理区域内の施設(処理場、ポンプ場、管渠)の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
 - ・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
 - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
 - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
 - ・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (4) 「イー7-(2) 2. ア)の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7-(2) 2. ア)」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7-(2) 2. ア)」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (5) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場(跡地を含む。)又は住宅地でない地区であることをいう。
 - ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
 - ②官公庁施設
- (6) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。
 - ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は除く。

3. 下水道総合地震対策計画の内容

- (1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むものとする。
- (2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 対象地区の選定理由
- ③ 計画目標
- ④ 計画期間
- ⑤ 防災対策の概要
- ⑥ 減災対策の概要
- ⑦ 計画の実施効果
- ⑧ 下水道BCP策定状況（なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）

IV. 合流式下水道緊急改善事業

1. 合流式下水道緊急改善計画の内容

(1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めるものとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を十分に勘案して設定するものとする。

- ① 汚濁負荷量の削減

分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下(いわゆる分流式下水道並み)となること

- ② 公衆衛生上の安全確保

全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること

- ③ 夾雑物の削減

全ての雨水吐で夾雑物の流出を極力防止すること

(2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

(3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること
- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること

(4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。

2. 交付対象

要綱においては、本事業の交付対象は下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

3. 合流式下水道緊急改善計画と下水道法事業計画との関係

合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

4. 評価の実施

- (1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。
- (2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。
- (3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。
 - ① 対象事業の進捗状況
 - ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則(平成15年9月25日政令第435号)第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
 - ③ 対象事業の整備効果の発現状況
 - ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
 - ⑤ 今後の方針
- (4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。
- (5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること。なお、アドバイザー会議等の設置は以下を参考にされたい。
 - ① 会議の設置対象
処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県とする。
 - ② 会議の設置方法
設置対象ごとに設置する。
なお、市町村(政令指定都市を除く。)は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法も採りうるものとする。
 - ③ 会議の構成
地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等とする。

- ④ 会議での意見聴取事項
 - ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
 - ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
 - ・各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
 - ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
 - ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項
- (6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でないと認められた場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講じることとする。

V. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 事業計画の作成

- (1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- (2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
 - ① 対象地域の概要
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
 - ② 事業期間
年次計画の概要等
 - ③ 整備効果
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
 - ④ ネットワーク化施設等の概要
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
 - ⑤ 河川管理者との事業実施区分
施工区分等

3. 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

4. 施設の運用方法及び維持管理

- (1) 施設の運用方法
河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。
- (2) 施設の維持管理区分
ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

5. 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

VI. 下水道整備推進重点化事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、以下に該当するものとする。
 - ・低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業
- (2) 1. (1)については、予定処理区単位で確認することとする。したがって、アクションプランには本事業の適用を受ける予定処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

2. 交付対象事業の内容

「重点アクションプランに位置づけられた汚水に係る管渠」とは、1. (1) 及び (2) の要件を満たす予定処理区内の管渠のこととする。

3. 留意事項

- (1) 本事業を実施する市町村は、上記1. (1) を満たすアクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- (2) 1. (1) に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- (3) 本事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1) の要件を満たしていることを要件とすることとする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1) の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。

VII. 下水道ストックマネジメント支援制度

1. 交付対象事業の内容

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1) には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
 - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
 - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のデータとりまとめ（電子化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあつては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

2. 下水道ストックマネジメント計画の内容

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定するものとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めるものとする。
 - ① スtockマネジメント実施の基本方針
 - ② 施設の管理区分の設定
 - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
 - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

Ⅷ. 下水道長寿命化支援制度

1. 下水道長寿命化計画の内容

- (1) 計画的な改築を推進するため、原則として、下水道としての機能を確保するための一体的な範囲を対象として策定するものとする(例えば、管渠及びこれを補完する施設(以下、「管路」という。))については、排水区単位、重要な都市施設と終末処理場を接続する管路、処理施設・ポンプ施設については、「下水道施設の改築について」(平成28年4月1日付け国水下水事第109号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知。以下「改築通知」という。)に定める「中分類」単位以上など)。
- (2) 下水道長寿命化計画は、以下の事項を定める。また、本計画については、下水道施設の点検・調査結果に基づき策定するものとする。
 - ① 対象施設及びその選定理由
 - ② 点検調査結果の概要及び維持管理の実施状況
 - ③ 計画期間
 - ④ 長寿命化対策を含めた計画的な改築及び維持管理の概要
 - ⑤ 長寿命化対策の実施効果(ライフサイクルコストの縮減額)
- (3) 計画期間は概ね5年以内とする。
- (4) 「長寿命化対策」とは以下のとおりとする
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から数えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて改築通知に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいう。
 - ・長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

2. 交付対象事業

- (1) 「必要な点検・調査」には、以下が含まれる。
 - ・交付対象施設となる管路の計画的な改築を促進するために、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期(概ね前後10年間)に整備された管路を含めた一体的な点検・調査。
 - ・上記点検・調査結果に関するデータのとりまとめ(電子化を含む。)
- (2) 改築通知の別表に定める「小分類」施設未満の規模に係る改築においても、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、「下水道長寿命化計画」に位置付けられた長寿命化対策に限り、交付対象事業の範囲とする。

Ⅸ. 下水道広域化推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第4表）に次のように記載する。

処理施設 の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		計画処理 人口(人)	摘 要
				晴天日最 大(単位 立方メートル)	雨天日最 大(単位 立方メートル)		
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	20,000	-	25,600	計画下水量(日最大) 15,200m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 30,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇衛生センターの機能を廃止し、 希釈し尿を受け入れる

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第4表）に次のように記載する。

処 理 施 設 調 書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘 要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇浄化センターへの汚 水受け入れに伴い、〇〇 農業集落排水処理施設 を廃止。

2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象に含む。

3. 留意事項

(1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

- ・関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
- ・「処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
- ・計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

(2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

- ・本事業の実施にあたって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
- ・交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。

(3) 実施要領第3の「地方自治法第252条の14」に基づく事務委託について

- 1) 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。

- 2) 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- 3) 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- 4) 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。
- (4) 実施要領第4②の下水道事業計画の定め方について
- 1) 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合にあっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。

2) 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m ³ /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設的能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第4表)

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第4表)

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
◎◎終末 処理場	B市 ◎◎町 E町大字 △△	300 (○県○ 流域下水 道○○浄 化セン ター内)	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水量(日最大) 15,625m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m ³ /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	11t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	・	・	・	・	
	沈砂池			流動焼却炉	50t/日相当分

X. 下水道リノベーション推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。
- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
 - ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
 - ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。
- (2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
 - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
 - ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
 - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
 - ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
 - ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。
- (3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下の

とおりとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。

- ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。

なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。

また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。

この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に係る市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。

剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。

- (2) 積雪対策推進事業に関し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。

- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針

- ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要

- ・計画対象区域
- ・除・排雪状況
- ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要
- ・当面の事業実施計画

- ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。

- (3) その他、「IX. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「IX. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

X I. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

(1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枵及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
- ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
- ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

(2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質濃度、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、リン含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。

- ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な枵、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。
- ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
- ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。

(3) 用地に関する交付対象事業の範囲について

事業実施のために新たに用地の確保を要する場合には、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。

但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。

また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

X II. 下水道地域活力向上計画策定事業

1. 定義

- (1) 「PPP/PFI手法」とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式（DB）、設計・施工・運営一括発注方式（DBO）及びPFI方式等を含む。
- (2) 「PPP/PFI手法やICTの活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画」の広域化とは、農業集落排水等との接続やし尿を含む汚泥の集約処理等、下水道と他の汚水処理施設等の広域化を含む。

2. 交付対象事業

計画の策定に要する費用（計画の策定に必要な調査を含む。）

3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画」の策定にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

XⅢ. 雑則

「下水道浸水被害軽減総合事業実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第497号)」

「下水道総合地震対策事業実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第498号)」

「合流式下水道緊急改善事業実施要領の運用の一部改正について(平成19. 4. 2 国都下事発349号)」

「合流式下水道緊急改善事業に関するアドバイザー会議等の設置について(平成14. 7. 5 国都下事発第102号)」

「都市水害対策共同事業実施要綱の運用等について(平成19. 4. 2 国都下事第345号)」

「下水道長寿命化支援制度実施要綱の運用について(平成20. 4. 1 国都下事第490号)」

「共同水質検査施設及び汚泥処理処分施設について(昭和52. 6. 10 都下公発16号)」

「流域下水汚泥処理事業補助実施要領の運用について(平成11. 3. 19都下流発第4号)」

「汚水処理施設共同整備事業の実施について(平成7. 12. 19 7-11, 都下公発35〔農林水産省構造改善局計画部事業計画課長, 建設部整備課長, 建設省都市局下水道部公共下水道課長 共同通知〕)」

「新世代下水道支援事業制度実施要綱の運用の一部改正について(平成20. 4. 1 国都下企第58号、国都下事第489号)」

「下水道基本計画策定費補助実施要領の運用について(平成14. 6. 3 国都下事発第46号)」

は廃止する。ただし、社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金に係る部分については、廃止後もなお効力を有する。

国水事第56号
令和2年3月31日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和2年3月31日付け国官会第29901号国土交通事務次官通知による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、平成30年4月6日付け国水事第3号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。以下同様。）を導入することを、下記3. のとおり交付要件とする。
- ④ 平成30年度末までに、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省総財準1号等）により策定を要請している「広

域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していることを下記4. - 1のとおり平成31年度以降の交付要件とする。また、令和4年度末までに、「広域化・共同化計画」を策定することを、下記4. - 2のとおり令和5年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和3年度以降の交付要件とする。また、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記6. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑦ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記7. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方願いする。

1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適当な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適当なものであるよう努めること。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下水事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、“工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業”を“改築事業（簡易な改築事業を除く）”とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

(3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

(4) 国土交通省への報告

(1)に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

<参考>コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> (以前の検討結果を活用可能)
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

4. 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

4. - 1 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け国土交通省国下事第 56 号等）（以下、4 省通知という。）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び下水道事業を実施している管内すべての市町村が参画する検討の場（広域化・共同化に関する協議会、連絡会議、研修会及び講習会など）を設け、検討に着手していること。

(3) 国土交通省への報告

都道府県においては、「広域化・共同化計画」策定に向けた検討状況について、平成 31 年 3 月末日までに別添様式 3 により国土交通省まで報告されたい。

(4) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

4. - 2 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」の策定

令和 5 年 3 月末日までに、4 省通知により要請している「広域化・共同化計画」が策定されていること。

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

5. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の地方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

6. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

7. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が原則 3 億円以上と見込まれる事業。（ただし、令和 2 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) 新技术導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたっては B-DASH 実証技術適用表（国土交通省下水道部）及び B-DASH プロジェクト導入ガイドライン（国土技術政策総合研究所）を参考にされたい。

（４）国土交通省への報告

（１）に該当の地方公共団体が（２）に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 4 により国土交通省まで報告されたい。

（５）その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

(様式1)

提出日：

コンセッション（公共施設等運営権）方式の導入に係る検討結果報告書

<検討対象（該当施設がある処理区）>

1. 実施主体名	
2. 処理区名	
3. 処理場名	
4. 現在の運営手法	直営・委託・包括的民間委託・DBO方式・コンセッション以外のPFI方式 ・コンセッション方式・その他（ ）

1. 検討時期（いずれかを選択）

(1) 今回検討を実施	<input type="checkbox"/> 「2. 検討結果」に必要事項を記入
(2) 今後検討予定	【具体的検討時期】 【理由】

2. 検討結果

「下水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」又は「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を実施する。

1. 検討単位	処理区単位 ・ 処理場単位 ・ その他（ ）	
2. 簡易な検討	従来手法との費用総額の比較による評価結果	
	従来手法の費用	コンセッション方式による費用
合計（現在価値） （百万円）		
前提条件等		
費用換算できない リスク項目等		

(様式1)

3. 検討結果

- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式導入に向けた詳細検討を実施
- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式以外のPPP/PFI方式導入に向けた詳細検討を実施

【詳細検討に進むPPP/PFI方式の概要及びコンセッション方式の導入に向けた将来の検討見通し】

- その他

【コンセッション方式を含むPPP/PFI方式の導入を現時点で予定していない場合はその理由及び将来のコンセッション方式導入に向けた検討見通し】

※検討内容については、必要に応じて参考資料を添付すること。

(様式2)

提出日：

広域化（処理場の統廃合）に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名	
2. 実施主体名	
3. 処理場名	
4. 施設名	
5. 工事名	
6. 概算工事費（百万円）	

当該処理場を廃止する場合に最も統合する可能性が高いと考えられる処理場（統合検討対象処理場）と、統合する場合と統合しない場合の比較を実施する。

※離島地域など地理的要件等により、統廃合の実施が想定されにくい場合についてはその旨を3.に記載すること。

1. 統合先検討対象処理場		
統合先検討対象処理場名 ：		

統合先検討対象処理場管理主体：		

2. 統合に関する検討 (以下の(1)、(2)のいずれかの評価を実施し、その結果を記載すること)		
(1) 統合に関する経済性比較結果（維持管理費含む）		
	統合する場合	統合しない場合
年あたり費用 (百万円/年)		
(2) その他の評価		
【評価内容】		

3. 1, 2を踏まえた総合的な処理場の統廃合の検討結果		

(様式3)

提出日：

「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る報告書

<検討会の基礎情報>

1. 都道府県名	
2. 検討会名称	
3. 検討会設立日	平成 年 月 日
4. 構成団体名 市町村・一部事務組合等	

検討会における検討状況

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け国下事第56号等）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び関係市町村からなる検討の場を設け、検討に着手する。

1. 検討の場の開催状況		
	開催日時	参加団体
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		
※記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。		
2. 検討状況		
平成30年度に実施した検討の場における検討状況（なるべく具体的に記載のこと）		

(様式4)

提出日：

新技術の導入に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名			
2. 実施主体名			
3. 処理場名			
4. 施設名			
5. 工事名			
6. 新設/増設/改築の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
7. 概算工事費 (百万円)			

8. 新技術等の導入検討の有無	
<input type="checkbox"/> 有	→ 9.
<input type="checkbox"/> 無	【理由】 <input type="checkbox"/> 今回の事業範囲で適用可能なB-DASH実証技術が無いため。 <input type="checkbox"/> その他 ()

9. 新技術等の導入検討結果	
(今回事業範囲で導入可能なすべてのB-DASH技術を記載)	
(1) 導入検討技術名	
(2) 導入可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否【理由】 <input type="checkbox"/> 当該技術より他の新技術の方が効果が高いと判断されたため。 ↳ 他技術の名称 () <input type="checkbox"/> 必要な機能・性能が満足できないため。 <input type="checkbox"/> 設置スペースや維持管理動線が確保できないため。 <input type="checkbox"/> 経済性が劣ったため。 <input type="checkbox"/> 維持管理性が劣ったため。 (一施設に複数技術が混在、機器点数が著しく増加、有資格者が新たに必要、など) <input type="checkbox"/> その他 ()

事務連絡

令和2年3月31日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上、地方整備局等下水道事業担当課長等経由) 殿
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団計画課長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

事業評価の実施について

平成31年3月29日付け国土交通省下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡「下水道事業における事業の効率性の向上及び透明性の確保について」において、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施する事業を示しているところですが、以下の事業についても、同様に事業評価を実施することといたしますので、ご留意下さいますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方お願いいたします。

- ・大規模雨水処理施設整備事業

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成 27 年 11 月 19 日付け国水下事第 80 号)」(以下「運用通知」という。)に関する留意事項を下記のとおり示しますので事務執行上の参考とされますようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 運用通知 3. (2)⑨(iii)リ並びに 4. (2)⑧(iii)リ関係

既存施設において評価 2 を行った実績により容量計算書を策定し、一定の知見が確認されている場合は、改めて評価 2 を行う必要はない。

以上

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

都市浸水被害の報告について

近年、局地的な大雨等による浸水被害が頻発しており、浸水被害が発生した場合には、原則として災害発生後 3 日以内に報告をお願いしているところですが、社会的影響が甚大な浸水被害については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付事務連絡)で周知しているとおおり、できるだけ早期に報告いただくようお願いします。

なお、本事務連絡の報告とは別に「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡)については、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課に報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

下水道事業を実施している若しくは実施予定の地方公共団体を対象に浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の都市浸水被害報告記入要領をご参照のうえ、都市浸水被害報告書(様式 1, 2, 3)に必要事項を記入し、ご報告をお願いします。

以 上

様式－1

都市浸水被害報告(浸水被害状況の報告)

(市町名: ○○市)

発生日時	平成 年 月 日 時 分 (<input type="checkbox"/> 地元の情報、 <input type="checkbox"/> 推定)
発生場所	<p>県 市</p> <p>道路・施設名等: 被害の原因となった河川名等:</p>
被害の原因	<input type="checkbox"/> 窪地等内水、 <input type="checkbox"/> 外水由来内水、 <input type="checkbox"/> 外水氾濫
発生日時の降雨状況	<p>時間最大雨量: _____ mm/時、日最大雨量: _____ mm/日</p> <p>総雨量: _____ mm (_____ 日 _____ 時 ~ _____ 日 _____ 時、計 _____ 時間)</p> <p>気象要因の名称等: _____</p>
被害の状況	<p>_____ 月 _____ 日 _____ 時現在 (<u>速報値</u>)</p> <p>○浸水面積 状況: <u>調査中</u> _____ ha</p> <p>< 土地利用: - . - . - . - ></p> <p>○人的被害 状況: <u>調査中</u> 死者・行方不明 <u>0</u> 名、負傷 <u>0</u> 名</p> <p>○家屋被害 状況: <u>調査中</u> 床上浸水 <u>0</u> 戸、床下浸水 <u>0</u> 戸、 最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>○道路通行被害 状況: <u>調査中</u> 通行不能 <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>○重要な都市施設の被害状況</p> <p>「地下施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「要配慮者関連施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「交通拠点施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「防災拠点施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「その他都市施設被害状況」 状況: <u>調査中</u> 概要: _____</p>
特記事項	

様式－2 都市浸水被害報告(当該地区の整備状況、過去の浸水実績)

(1) 当該地区の整備状況 (市町名: ○○市)

発生地点の整備状況	<input type="radio"/> 下水道 < 調査中 > 整備計画 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 現況能力 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 事業名: _____ <input type="radio"/> 河川 放流先河川名: _____ 状況: < 調査中 > 整備計画 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 現況能力 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 <input type="radio"/> 過去の災害に対する施設整備による被害の軽減効果 < _____ 調査中 _____ > 効果の概要: _____
今後の対策方針	対策の予定について < _____ 検討中 _____ > 対策予定期間: 平成 _____ 年 ~ _____ 年 備考: _____

(2) 当該地区の過去の浸水実績 ※特に、今回発生した災害に対する整備効果が確認可能なものを記載。

発生日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (<input type="checkbox"/> 地元の情報、 <input type="checkbox"/> 推定)
被害の原因	<input type="checkbox"/> 窪地等内水、 <input type="checkbox"/> 外水由来内水、 <input type="checkbox"/> 外水氾濫 時間最大雨量: _____ mm/時、日最大雨量: _____ mm/日 総雨量: _____ mm (_____ 日 _____ 時 ~ _____ 日 _____ 時、計 _____ 時間) 気象要因の名称等: _____
被害の状況	<input type="radio"/> 浸水面積 状況: _____ 無 _____ ha < 土地利用: - . - . - . - > <input type="radio"/> 人的被害 状況: _____ 無 死者・行方不明 _____ 名、負傷 _____ 名 <input type="radio"/> 家屋被害 状況: _____ 無 床上浸水 _____ 戸、床下浸水 _____ 戸、 最大浸水深 _____ cm <input type="radio"/> 道路通行被害 状況: _____ 無 通行不能 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm <input type="radio"/> 重要な都市施設の被害状況 「地下施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「要配慮者関連施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「交通拠点施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「防災拠点施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「その他都市施設被害状況」 状況: _____ 無 概要: _____

様式一3

都市浸水被害報告 図面

地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区

図面

写真

写真

※写真はSNS(〇〇新聞)から

		平成	年	月	日	時	分	時点
		浸水被害の概要						
	浸水被害発生日	気象要因	時間	最大雨量	総雨量	浸水面積		
同地域における過去の浸水被害								
今回の浸水被害								

様式－1

都市浸水被害報告(浸水被害状況の報告)

(市町名: ○○市)

発生日時	平成 30年 4月 2日 12時 0分 (■ 地元の情報、□ 推定)
発生場所	○○ 県 ○○ 市 ○○地区 道路・施設名等: 国道○号 被害の原因となった河川名等: ○○川
被害の原因	■ 窪地等内水、□ 外水由来内水、□ 外水氾濫
発生日時の降雨状況	時間最大雨量: 50 mm/時、日最大雨量: 100 mm/日 総雨量: 200 mm (2日 3時 ~ 2日 18時、計 15時間) 気象要因の名称等: 台風○○号
被害の状況	4月 2日 12時現在 (速報値) ○浸水面積 状況: 有 10 ha < 土地利用: 住宅地 > ○人的被害 状況: 有 死者・行方不明 0名、負傷 0名 ○家屋被害 状況: 有 床上浸水 0戸、床下浸水 0戸、 最大浸水深 0 cm ○道路通行被害 状況: 有 通行不能 0箇所、最大浸水深 0 cm ○重要な都市施設の被害状況 「地下施設被害」 状況: 有 0箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < 地下街 > その他の場合 「要配慮者関連施設被害」 状況: 有 1箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < 身障者等養護施設 > その他の場合 「交通拠点施設被害」 状況: 有 1箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < その他鉄道駅 > その他の場合 「防災拠点施設被害」 状況: 有 1箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < 防災拠点 > その他の場合 「その他都市施設被害状況」 状況: 有 概要: 工場
特記事項	ポンプ場が浸水により機能停止

様式－2 都市浸水被害報告(当該地区の整備状況、過去の浸水実績)

(1) 当該地区の整備状況 (市町名: ○○市)

発生地点の整備状況	○下水道 < 調査中 > 整備計画 5年確率規模、時間雨量 50 mm/時 現況能力 3年確率規模、時間雨量 30 mm/時 事業名: 雨水幹線築造工事
	○河川 放流先河川名: ○○川 状況: < 整備済 > 整備計画 5年確率規模、時間雨量 50 mm/時 現況能力 5年確率規模、時間雨量 50 mm/時
	○過去の災害に対する施設整備による被害の軽減効果 < 効果有 > 効果の概要: 貯留施設の整備により、平成○○年の○○戸より、○○戸減少した。
今後の対策方針	対策の予定について < 既存の計画に基づき対策予定 > 対策予定期間: 平成 31年 ~ 34年 備考: 雨水幹線を新規に整備予定

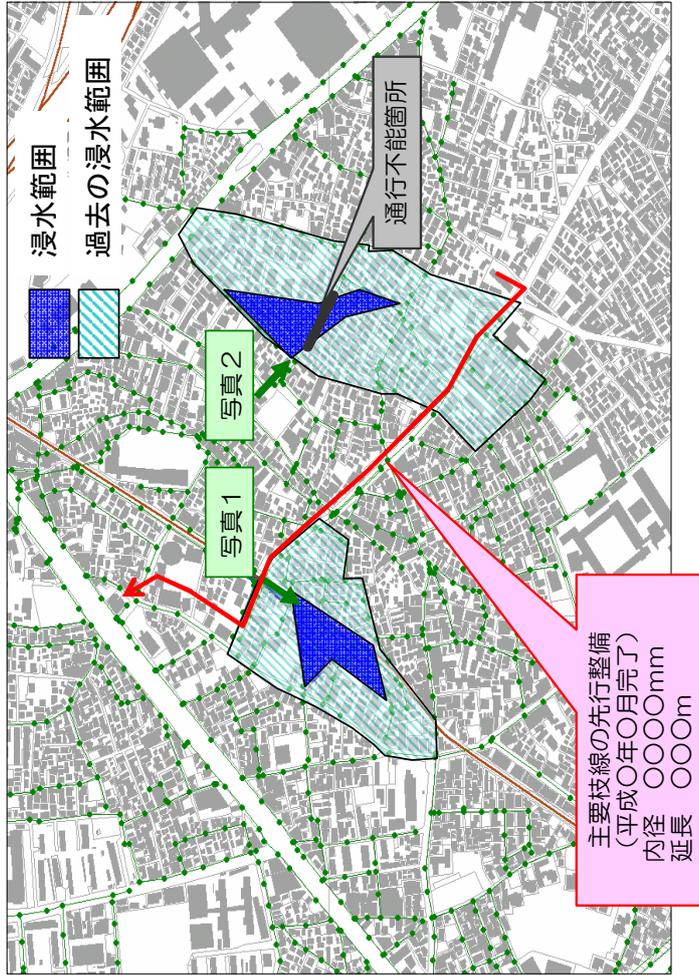
(2) 当該地区の過去の浸水実績 ※特に、今回発生した災害に対する整備効果が確認可能なものを記載。

発生日時	平成 28年 4月 20日 12時 30分 (■ 地元の情報、 □ 推定)
被害の原因	■ 窪地等内水、 □ 外水由来内水、 □ 外水氾濫 時間最大雨量: 55 mm/時、日最大雨量: 120 mm/日 総雨量: 240 mm (19日 18時 ~ 20日 18時、計 24時間) 気象要因の名称等: 台風○○号
被害の状況	○浸水面積 状況: 有 10 ha < 土地利用: 住宅地・商業地・工業地・農地 > ○人的被害 状況: 有 死者・行方不明 0名、負傷 0名 ○家屋被害 状況: 有 床上浸水 0戸、床下浸水 0戸、 最大浸水深 0 cm ○道路通行被害 状況: 有 通行不能 0箇所、最大浸水深 0 cm ○重要な都市施設の被害状況 「地下施設被害」 状況: 有 3箇所、最大浸水深 20 cm 該当する施設を選択→ < 単独地下施設 > その他の場合 地下街 「要配慮者関連施設被害」 状況: 有 2箇所、最大浸水深 20 cm 該当する施設を選択→ < 医療施設 > その他の場合 養護老人ホーム 「交通拠点施設被害」 状況: 有 2箇所、最大浸水深 20 cm 該当する施設を選択→ < ターミナル駅 > その他の場合 その他鉄道駅 「防災拠点施設被害」 状況: 有 2箇所、最大浸水深 30 cm 該当する施設を選択→ < 防災拠点 > その他の場合 消防署 「その他都市施設被害状況」 状況: 有 概要: 工場

様式一3 都市浸水被害報告 図面

(記入例)

地区名 ○○県○○市○○地区



(写真1)

○○市○○町○丁目付近
平成○年○月○日撮影

(写真2)

※写真はSNS(○○新聞)から引
○○市○○町○丁目付近
平成○年○月○日撮影

平成○年○月○日 ○時○分時点

	浸水被害発生日	気象要因	時間最大雨量 総雨量	浸水面積	浸水被害の概要
同地域における 過去の浸水被害	平成○年○月○日	台風○号 ○○集中豪雨	最大○mm/hr 総雨量○mm	〇ha	床上浸水○戸、床下浸水○戸 ○○地下駐車場等○箇所浸水 ○○道路○○交差点冠水により通行止
今回の浸水被害	平成○年○月○日	台風○号 ○○集中豪雨	最大○mm/hr 総雨量○mm	〇ha	床上浸水○戸、床下浸水○戸 ○○地下駐車場浸水